

令和6年度  
第7回  
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和7年3月21日（金）午前10時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

# 一 次 第 一

開 会

## 1 議 題

- (1) 令和6年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について
- (2) 令和7年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明について
- (3) 令和7年度岩手地方最低賃金審議会の運営について
- (4) その他

## 2 その他

閉 会

令和6年度 第7回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和7年3月21日（金）午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員
	近藤 信一	岩手県立大学 教授
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス（株） 常務取締役
	宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	栗村 勝行	
	労働基準部	労働基準部長	加藤 大介
		賃金室長	境澤 淳
		賃金室長補佐	五十嵐 由佳子

## 資料一覧

- 資料No.1 2025年度特定（産業別）最低賃金改正にかかる意向表明
- 資料No.2 令和6年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数
- 資料No.3 令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）
- 資料No.4 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No.5 申し入れ書
- 資料No.6 最低賃金の抜本改善及び雇用改善についての要請書
- 資料No.7 2025年度最低賃金改正にかかる要請書
- 資料No.8 令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表
- 資料No.9 令和6年答申時における政府要望等に対するとりまとめ

2025年3月11日

岩手労働局長 栗村 勝行 様

日本労働組合総連合会岩手県連  
会長 伊藤 裕一**2025年度特定（産業別）最低賃金改正にかかる意向表明**

労働行政の推進、労働者福祉の向上にご尽力いただいている貴職に対し敬意を表します。  
また日頃、当連合会の活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、最低賃金法第15条の規定により、本県の「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「自動車小売業」「百貨店、総合スーパー」の5業種に係る特定（産業別）最低賃金の改正について申し出る意向を表明いたします。

つきましては、上記の意向表明5業種における特定（産業別）最低賃金について、岩手地方最低賃金審議会において、速やかに審議を進めていただきますようご高配をお願い申し上げます。

**記****1. 改正を申し出る産業別最低賃金件名****(1) 労働協約ケース**

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

岩手県百貨店、総合スーパー

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

**(2) 公正競争ケース**

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

岩手県自動車小売業

**2. 適用する使用者および労働者の範囲****(1) 適用する使用者**

前記1の事業を営む使用者

**(2) 適用する労働者****(1) の使用者に使用される労働者**

ただし、次の者を除く

① 18歳未満または65歳以上の者

② 雇い入れ後6ヵ月未満の者であって、技能習得中の者

③ 清掃または片付けの業務に主として従事する者

- ④ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、①～③のほか、  
 イ 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する者  
 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する者
- ⑤ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、①～③のほか、  
 イ 手作業による包装又は袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する者

### 3. 申し出の理由

- (1) 当該産業は県内の主要な産業に位置し、雇用労働者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きく、労働条件の向上および同一産業内の公正競争の観点から地域別最低賃金より高い水準の最低賃金を設定する必要がある
- (2) 当該産業に従事する組織労働者の賃金改定交渉が現在進められ、組織労働者の賃金改定に伴い地域別最低賃金の改正が行われると見込まれることから、当該産業の特定（産業別）最低賃金についても改正を行う必要がある

### 4. 申し出産業・申し出人ならびに申し出期日

#### (1) 申し出産業・申し出人

- ① 岩手県百貨店、総合スーパー  
 代表者 UAゼンセン岩手県支部 支部長 山田 清秋
- ② 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業  
 代表者 日本基幹産業労働組合連合会岩手県本部 委員長 小島 安友  
 代表者 JAM青森岩手県連絡会 会長 佐々木 正
- ③ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
 代表者 電機連合岩手地域協議会 議長 本宮 信也
- ④ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業  
 代表者 JAM青森岩手県連絡会 会長 佐々木 正
- ⑤ 岩手県自動車小売業  
 代表者 自動車総連岩手地方協議会 議長 豊嶋 昌勝

#### (2) 申し出期日

各産業別に、2025年7月末日（申し出期限内）までに申し出る予定

以上

## 令和6年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

特定最低賃金名	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等 による適用除 外労働者数 (人)	備 考
鉄鋼業、金属線製品、その他の 金属製品製造業	43	1,440	121	
光学機械器具・レンズ、時計・同 部分品製造業	31	2,079	143	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	192	10,547	1,778	
各種商品小売業	39	2,570	239	
百貨店、総合スーパー	19	2,452	224	
自動車小売業	586	5,074	420	
特定最低賃金適用者 計	910	24,162	2,925	

※ 年齢、従事業務等による適用除外労働者数は外数

## 令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）

R7.3.21

令和5年度	令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月7日(金)	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	6月20日(木)	午前	実地視察	盛岡市 製造業・生活関連サービス業	6月中旬	1日	実地視察	
6月30日(金)	6月25日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	R7.7.4(金)	10:00	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)	7月25日(木)		中央最賃審	目安答申	8月上旬		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R7.8.7(木)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.8(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.18(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R7.8.19(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
—	—	—	—	—	—	—	—	—
8月8日(火)	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R7.8.20(水)	13:30	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	9月4日(水)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R7.8.25(月)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
—	—	—	—	—	R7.8.27(水)		予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月24日(火)	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R7.9.5(金)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10月16日(水)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R7.9.30(火)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10月31日(水)	13:30	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	11月7日(木)	13:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	10月24日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	11月15日(金)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	11月12日(火)	9:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	11月14日(木)	13:30	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10月25日(金)	8:30	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	11月19日(火)	13:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
—	—	—	—	—	—	—	②	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
—	—	—	—	—	—	—	③	金額審議 結 審
10月31日(火)	11月22日(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R7.10.31(金)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	開催せず 12月10日(火)	14:00	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R7.11.18(火)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1月25日(木)	1月24日(金)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.1.23(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(金)	3月21日(金)	10:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月20日(水)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		8月21日(木)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		8月22日(金)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		8月25日(月)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		8月27日(水)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		8月28日(木)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		8月29日(金)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月1日(月)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月3日(水)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月4日(木)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月5日(金)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月8日(月)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月10日(水)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月11日(木)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月12日(金)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月16日(火)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月18日(木)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月13日(土)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(月)		9月16日(火)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月29日(水)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		10月31日(金)		11月12日(水)		12月12日(金)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月14日(火)		10月29日(水)		11月4日(火)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月5日(水)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月6日(木)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月10日(月)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月11日(火)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月12日(水)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月14日(金)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月17日(月)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月18日(火)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		11月19日(水)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		11月21日(金)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		11月25日(火)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		11月26日(水)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		11月27日(木)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月1日(月)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月2日(火)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月3日(水)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月5日(金)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月8日(月)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月9日(火)		12月18日(木)		1月17日(土)
11月20日(木)		12月5日(金)		12月10日(水)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月12日(金)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月15日(月)		12月24日(水)		1月23日(金)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
11月26日(水)		12月11日(木)		12月16日(火)		12月25日(木)		1月24日(土)
11月27日(木)		12月12日(金)		12月17日(水)		12月26日(金)		1月25日(日)
11月28日(金)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月29日(土)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月30日(日)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
12月1日(月)		12月16日(火)		12月19日(金)		1月6日(火)		2月5日(木)
12月2日(火)		12月17日(水)		12月22日(月)		1月7日(水)		2月6日(金)
12月3日(水)		12月18日(木)		12月23日(火)		1月8日(木)		2月7日(土)
12月4日(木)		12月19日(金)		12月24日(水)		1月9日(金)		2月8日(日)
12月5日(金)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月6日(土)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月7日(日)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月8日(月)		12月23日(火)		12月26日(金)		1月14日(水)		2月13日(金)
12月9日(火)		12月24日(水)		1月5日(月)		1月15日(木)		2月14日(土)
12月10日(水)		12月25日(木)		1月6日(火)		1月16日(金)		2月15日(日)
12月11日(木)		12月26日(金)		1月7日(水)		1月19日(月)		2月18日(水)
12月12日(金)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月13日(土)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月14日(日)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月15日(月)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月16日(火)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月17日(水)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月18日(木)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月19日(金)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月20日(土)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月21日(日)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月22日(月)		1月6日(火)		1月9日(金)		1月21日(水)		2月20日(金)
12月23日(火)		1月7日(水)		1月13日(火)		1月22日(木)		2月21日(土)
12月24日(水)		1月8日(木)		1月14日(水)		1月23日(金)		2月22日(日)
12月25日(木)		1月9日(金)		1月15日(木)		1月26日(月)		2月25日(水)
12月26日(金)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月27日(土)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月28日(日)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月29日(月)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月30日(火)		1月14日(水)		1月19日(月)		1月28日(水)		2月27日(金)
12月31日(水)		1月15日(木)		1月20日(火)		1月29日(木)		2月28日(土)

2024年12月16日

岩手労働局  
局長 栗村 勝行殿

全国労働組合連絡協議会東北協議会  
議長 坪井 俊長

全国一般労働組合全国協議会  
中央執行委員長 大野

### 申し入れ書

生活費は全国どこも同じです  
東北地方からの人口流失及び人手不足を解消するためには、  
最低賃金の地域格差をなくし全国一律化の実現が急務です

#### 1 東北6県の最低賃金は、いずれも全国加重平均よりも低額です

2024年10月改定の最低賃金は全国加重平均で1,055円となりました。そ  
して東北6県の最低賃金は、下表のとおり改訂されました。

県名	2024年10月1日改定 全国加重平均1,055円	全国順位	引き上げ額
宮城	973円	30位	50円
福島	955円	36	55円
山形	955円	36	55円
青森	953円	39	55円
岩手	952円	42	59円
秋田	951円	47	54円

この表から、東北6県の最低賃金はいずれも全国加重平均よりも低額であることがわかります。また、全国最高額の東京都1,163円と全国最低額の秋田県951円との差は、212円であり、18.2%の格差が存在します。これは年収差で38万円にもなります。



次に、東北6県の人口増減を見てみると、

総務省が発表した2023年の人口推計(10月1日時点)によると、東北6県の人口は計831万8000人で、22年から10万8000人減少しました。県ごとの減少率は、秋田が1.75%と全国で最も高く、22年の1.59%から減少幅が拡大しました。減少率が全国2番目の青森が1.66%、3番目の岩手が1.47%、4番目の山形が1.42%、6番目の福島が1.31%で、宮城(0.68%)を含め東北6県すべてで減少が加速しました。65歳以上の人口は東北6県でいずれも全国平均の29.1%を上回り秋田は39.0%と全国で最も大きい数字でした。若年層が首都圏などに流失し高齢者の比率が高まっています。

県名	2023年10月1日の人口	前年比人口減少率	減少率全国順位
宮城	226万4000人	0.68%	—
福島	176万7000	1.31	6番目
山形	102万6000	1.42	4
青森	118万4000	1.66	2
岩手	116万3000	1.47	3
秋田	91万4000	1.75	1

備考) 人口減少率全国5番目は高知県 宮城は10番以内に入らずデータ無し

## 2 最賃格差が賃金格差を生み出し、東北地方からの人口流失による人手不足、地域の疲弊が進んでいます

現在、日本においては地域別最低賃金制度が採られています。この制度による最賃格差が賃金格差を生み出し、近年の急激な物価高で生活の展望を失った労働者が東北地方から首都圏などの都市部へ流出し続けています。地域経済疲弊の要因になり、倒産・廃業も増えて働き先がなくなり、ますます流失が増大するという悪循環がくりかえされています。

## 3 現在の最低賃金法が地域格差を固定し、物価高に追いつく最賃改訂を妨げています

長いあいだ施行されてきた、最低賃金法は、最低賃金決定の3要素として「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。地域別に決める、ということは、現にその地域ある「事業の支払い能力」、その地域の経済情勢、その地域に存在する労働者の「賃金」を尺度にすると

いうことであり、これが決定要素である限り、低い地域は低いままに固定される結果となります。地方と東京では家賃が違っているので「労働者の生計費」において、最賃に差がつくという説明が行われます。しかし、交通費はどうでしょうか。地方では毎年過疎化が進み公共交通手段が廃止されて、通勤するためにも日常生活をするにも自家用車が一人一人の足になっているのが実情です。一家で複数台の自家用車を所有している家庭もめずらしくありません。

#### 4 中小零細企業には政府の財源で実効性のある補助を行うべきです

中小零細企業が最低賃金の引き上げに対応できるよう財政補助が不可欠です。それは、政府の財源で行う必要があります。社会保険料事業主負担分の免除又は削減など、中小零細企業に対する支援策が多々あるはずですが、公正取引を強化することによって、下請け中小零細企業が元請け大企業へ適正な価格で納品できるようにする(材料代の値上がり分や賃上げ分を価格転嫁できるようにする)ことも必要です。

#### 5 最賃決定から「事業の支払い能力」を除外し、「労働者の生活費」を重視すべきです

地域別の最賃制度である限り、地域の事業における支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められるので、必然的に低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域の額は低い地域の額を考慮し決められますから、常に抑え込まれ続けて、高い地域でさえも物価の高騰に追いつく水準に達し得ません。

最賃決定要素から「事業の支払い能力」を除外し、「労働者の生活費」を重視すべきです。今こそ法改正を実行して生活できる最賃と賃金の実現を求めます。

#### 6 最賃近傍の労働者が増加、今すぐ全国一律1500円以上の最低賃金を実現させましょう

物価スライドで年複数回の最賃引上げを実現させましょう

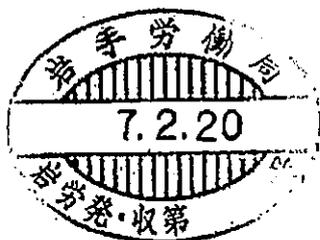
最賃近傍の労働者が増加する情勢となりました。今や最低賃金の動向が賃金情勢全般を決定するようになりました。地域格差をなくし、今すぐ全国一律1500円以上の最低賃金を実現させましょう。海外に目を向けると、フランスにおいてはパリも農村も同じ最賃額で、しかも物価スライドで2%の物価上昇がある度に年に何回でも改訂されます。物価スライドで年複数回の最賃引上げを実現させましょう

以上1~6項の内容について貴庁において十分討議され、今後の最低賃金改定ならびに最低賃金法の見直しに役立てていただけるよう申し入れます。

2025年 2月20日

岩手労働局

局長 栗村 勝行 様



2025年国民春闘岩手県  
岩手県労働組合連合会（いわて）  
議長 中野 るみ

2025年国民春闘盛岡地域春  
盛岡地域労働組合連合会（盛岡）  
議長 田村 巧

### 最低賃金の抜本改善及び雇川改善についての要請書

常日頃は、労働者・国民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、暮らしの向上と福祉向上のためにご尽力頂き、心から感謝申し上げます。

わたしたちは、労働者のいのちと暮らしを守るため、賃金の大幅引き上げと底上げ、雇用の安定と、公務・公共サービスと社会保障の拡充、地域経済振興などをめざして25 国民春闘に取り組んでいます。

昨年の24 春闘では、労働組合だけでなく、政府も企業も賃金引き上げを表明する春闘となりました。日本政府は、我が国の最重要課題は「賃上げの促進と定着だ」としています。また、企業も、人手不足もあり「賃上げ」を表明しています。しかし、企業主導の「賃上げ」では、人材確保のため一部の労働者の「賃上げ」はするものの、中高年層の賃上げを抑制し、非正規労働者や女性労働者の不当な低賃金を固定化することが意図的に行われ、結果、労働分配率が史上最低の38%となっています。大企業が史上最高の利益と内部留保を増やし続ける一方で、労働者の賃上げは物価高騰分すら賄えない水準の賃上げとなっているのが現状です。物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、24 春闘でつくられた賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、すべての労働者の賃金の大幅引き上げ・底上げの実現が求められています。

また、コロナ禍や自然災害対応のなかで、これまでの新自由主義的な政策により、国民生活に直結している医療、公衆衛生、介護、福祉、保育、学校、清掃、交通、流通、飲食などの生活インフラや国民生活を支えている公共サービス分野が疲弊し、深刻な人手不足に陥っています。市場原理で効率化が優先され、災害時など必要なときにまともに機能しない事態を招いていることに対し、労働者・住民は、公務・公共サービスと社会保障の拡充、雇用と暮らし・営業の安定のための公的支援策の強化を求めており、民営化、市場化されてきた「公共」を見直すことを求めています。

地域のことは地域の住民が決定する民主主義社会の原則を取り戻すことが必要です。しかし、石破政権は、国民の声に耳を傾けず、沖縄で米軍基地建設を強行、地方自治を否定し続けるなど、憲法を蹂躪し、戦争する国づくりに邁進しています。地域を基礎に、いのちと暮らしをまもる共同を広げ、石破政権に政策転換を迫り、物価高騰のなかで生活改善できる賃金の大幅引き上げと中小企業支援の強化など地域循環型の経済・社会をつくっていく取り組みをすすめることが求められています。

つきましては、25 国民春闘で誰もが人間らしくくらする賃金・雇用を実現するため、下記の事項を要請します。

## I 最低賃金の抜本的な改善に向けて

1. 2025年度の最低賃金の改定にあたっては、時間額1,500円以上の早期達成をめざして積極的な審議を行うこと。
2. 生活保護との整合性をはかる際の算定方法については、以下の点に配慮すること。
  - ①生活保護の級地については、各級地の加重平均でなく、都道府県庁所在地の値を用いること。
  - ②勤労にともなう必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
  - ③住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
  - ④生活保護を時間換算するにあたっては、所定内労働時間の実態をふまえ月150時間とすること。
  - ⑤公課負担（税・社会保険料）補正をする際、沖縄の数値を各地にあてはめないこと。
3. 全国一律最低賃金制の確立など、地域間の賃金格差をなくしていくための施策を進めること。

Cのランクの最低賃金について特段の底上げをはかることを、岩手労働局として本省に強く要請すること。
4. 最低賃金引き上げのための「中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金（業務改善助成金）事業」を拡充し、活用を促すこと。また、最低賃金を引き上げた中小企業への社会保険料の減免や直接的支援を講じるなど、中小企業支援策を抜本的に拡充することを、岩手労働局として本省に強く要請すること。

現行の最低賃金額が遵守されるよう事業主に対して指導を強化すること。
5. 中央最低賃金審議会・労働者委員の任命にあたっては、特定系統の団体からのみ選任される偏向任命をやめ、各労働団体からバランスよく選出すること。
6. 岩手地方最低賃金審議会委員の労働者委員の任命にあたっては、県内の労働組合員の構成比率が6割に留まる連合岩手にのみ偏向任命することなく、岩手県労働組合連合会（いわて労連）加盟や上部団体を持たない中立・単独の労働組合も含めて、公正・平等に任命すること。
7. 岩手地方最低賃金審議会の開催にあたっては、専門部会も含めて公開すること。また、今年度も岩手県労働組合連合会（いわて労連）加盟の労働者の意見陳述の機会を設けて頂くこと。青年・学生からも意見聴取を行うこと。多くの県民が傍聴できるよう、審議会の傍聴人の枠を増やすこと。

## II 雇用対策等について

1. 新型コロナ等の感染症拡大や物価高騰により、雇用と地域経済に大きな影響が出ています。下記の事項について取り組むこと。
  - ① 雇用調整助成金の特例措置や、休業支援金・給付金制度等を実施して中小企業支援を強化すること。
  - ② 中小企業の社会保険料免除など、事業者への支援策を講じるよう、関係機関に働きかけること。
  - ③ 雇用悪化を防ぐため、県及び市町村と連携して雇用確保の取り組みを強化すること。そのためにハローワークの体制を強化すること。
2. 医療や介護、保育、建設、防災など人手不足となっている分野について、貴職において教育訓練等を促進するとともに、県や市町村、民間事業所などに対して正規雇用拡大と賃金など労働条件の改善を要請すること。
3. 貴職が雇用する臨時・非常勤職員等の賃金・諸手当・その他の労働条件を正規職員との均等待遇を考慮し、改善すること。国の機関で働くすべての労働者を対象に、最低でも時間額1,500円以上とすること。
4. 貴職が発注する工事・営繕・役務等の官公需契約においては、地場中小零細企業への発注を増やすこと。あわせて、受託事業者が雇用する労働者の賃金・労働条件が、類似の業務に従事する公務員や地域の一般的な賃金水準を下回らないよう指導を強化すること。  
また、公共事業や官公需契約において、労働者に適正な賃金・労働条件を確保する「公契約法」を制定するよう本省に働きかけること。
5. 若者を使いつぶすいわゆる「ブラック企業」や過労死・過労自殺、ワーキング・プアをなくすため、企業への監督指導を強めること。雇用・労働法制の規制緩和や過労死ラインの長時間労働を容認する残業時間上限規制を行わず、勤務時間のインターバル規制の導入などをはじめ、安定した良質な雇用実現のための政策をすすめること。最賃法違反や不払い労働をはじめとする労働基準法や労働安全衛生法等の違反を根絶するために、事業所の立ち入り調査を強化し、法令遵守の指導を強めること。そのために、労働基準監督官などを増員すること。
6. ジェンダー平等を推進し、男女の賃金格差を是正するよう県内各企業に要請すること。男女の賃金格差実態の公表を県内各企業に徹底いただくこと。
7. 改正労働契約法第18条による無期労働契約への転換ルールについて、関係団体への周知はかること。法の主旨に沿わない脱法的な運用を許さず、厳しく指導を行うこと。
8. 新規学卒や青年労働者の採用の拡大をはじめとする、青年の雇用対策を強化すること。また、県内の誘致企業等に対して正規雇用の拡大をはかるよう要請すること。あわせて企業の都合による雇

い止め、過重労働、長時間残業、退職強要、工場閉鎖、広域配置転換等を行わないよう強く要請すること。

9. 卒業見込みの高校生を対象とした「労働基準法」、「労働契約法」など実践に役立つ労働者の諸権利を中心とした「働くルールの学習」と雇用・労働のトラブルの相談窓口の周知等を在学中に行うよう、貴職として引き続き企画すること。また、県及び教育委員会等にも要請すること。

10. 障害を持っている人も安心して働ける雇用環境をつくること。貴職が率先して障害者雇用を促進すること。

11. 外国人技能実習生や外国人労働者の労働環境の実態を把握して、劣悪な労働環境の改善を図ること。外国人からの相談窓口の充実をはかること。

以 上



# 最低賃金全国一律制度の法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

## 【請願趣旨】

最低賃金は2024年の改定によって加重平均1,055円となり、最高額の東京(1,163円)と最低額の県(951円)との差は212円(18.2%)です。地域別最低賃金による額差は、地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となり、最低賃金の大幅引き上げ、格差解消が地方政治の焦点となっています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

私たちが全国28の都道府県(4万8千人超)で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円(時給1,500円)以上必要であることが明らかになっています。特に、この間の物価高騰のもとでは、月額25万円(時給1,700円)が必要との試算結果がでています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。

最低賃金法を改正し、全国一律「1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

## 【請願項目】

- すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏名	住所
	都道府県 区市町村

※氏名・住所欄は「〃」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。  
※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報を利用されることはありません。

# 最低賃金全国一律制度と中小企業支援の拡充による 経済好循環の実現を求める要請

内閣総理大臣 殿  
財務大臣・内閣府特命大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

## 【要請趣旨】

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額24万円・時間額1,500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。最低賃金の地域間格差は、人口流失、地域経済疲弊の要因となり、格差解消は地方政治の大きな問題となっています。物価高騰から、家計と企業の活力を取り戻し、地域経済の「好循環」を実現し、日本のものづくりやサービス産業を発展させるため、最低賃金を全国一律制度にあらため、大幅に引き上げることは喫緊の課題です。

全労連と国民春闘共闘委員会は、最低賃金の全国一律制の実現に向けて取り組みをすすめてきましたが、中小企業の経営者団体などとの懇談などで出されるのは中小企業の「体力」の問題です。地域経済の担い手である中小企業には約7割の労働者が働いており、最低賃金を全国一律にして地域経済の「好循環」を作り出していくには、最低賃金法の改正と合わせ、国の中小企業支援を抜本的に強化・拡充することが必要です。

2024年地方最賃審議会答申・付帯決議では、現行の中小企業・小規模事業者支援策の拡充を強化するとともに新たな助成制度の創設、税・社会保険料の減免、物価高騰に伴う材料費や労務費の上昇分を価格転嫁できるようにするための取引の適正化などを求めており、地方の圧倒的な声となっています。中小企業憲章に基づき、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者への支援の強化を要請するとともに、中小の事業者に重くのしかかる消費税の税率引き下げとインボイス制度を中止することを求めます。

## 【要請事項】

- 最低賃金を全国一律にし、大幅に引き上げるため、中小企業に対する特別補助を創設してください。特に、中小企業とそこに働く労働者の社会保険料負担の減免制度などを早急に実施してください。
- 労務費・コスト増分の価格転嫁を阻害する行為への監督指導の強化、優越的地位の濫用禁止や不当廉売・原価割れ発注の禁止、短納期の規制など公正取引を確立してください。そのために、独占禁止法と下請二法を抜本改正してください。
- 中小企業への官公需発注の増額と発注価格の適正化を行ってください。受託企業の適正な労務費と利益を保障する公契約法を制定し、地方自治体での公契約条例の普及を支援してください。
- 中小企業対策費を大きく増額し、施策充実をはかってください。新規事業開拓や研究開発、雇用・能力開発、労働条件改善、人材確保などに関する中小企業への助成を拡充してください。
- 中小企業への低利融資や貸付条件の変更など、円滑な資金提供を行うよう金融機関を指導し、企業再生ファンドの活動ガイドラインを示すなど、中小企業が経営を継続できるための施策を強めてください。
- 消費税を5%へ減税し、免税点の引き上げを行ってください。インボイス制度はただちに、中止してください。法人税は累進課税とし、大企業に応分の負担を求めてください。法人税の外形標準課税制度は導入しないでください。

年 月 日

(団体・法人名及び住所)

(代表者名)

【取扱団体】 全国労働組合総連合（全労連）・国民春闘共闘委員会

2025年3月11日

岩手労働局長 栗村 勝行 様

日本労働組合総連合会岩手県  
会長 伊藤 裕一

## 2025年度最低賃金改正にかかる要請書

労働行政の推進、労働者福祉の向上にご尽力いただいている貴職に対し敬意を表します。

また、当連合会の活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、労働基準法第2条（労働条件の決定）は、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と定めています。しかし、地域別最低賃金の影響を受ける多くの労働者は集团的労使関係に無く、労働条件決定に関与することが非常に難しい状況にあります。

政府は「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援による2020年代に全国平均1,500円の目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。」とともに、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」としています。さらには、「物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着と価格転嫁の円滑化等の環境整備を推進するとともに経営基盤の強化・成長に向けた支援を充実する。」としています。

本県の令和6年度地域別最低賃金は952円（10月27日発効）と過去最高の59円の引き上げとなり最下位から脱出しましたが、依然全国下位にとどまり、隣県や都市部との額差が生じたままです。加えて都市部へ若者が流出し人手不足が深刻化するなど、県内労働者の人材確保をさらに厳しくする要因となっています。

時間給で働く全ての労働者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げることや、「物価を超える賃上げ」をはかり、「賃金も物価も上がる」という新たな社会的規範（ノルム）に変えることで、県内経済の好循環を定着させていくことが不可欠です。

また、賃上げには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分を進めるとともに、中小企業・小規模事業者支援制度の充実や価格転嫁の円滑化などを通じ、企業の経営基盤の強化・成長に資する実効性のある施策も重要なことから、国による更なる積極的な関与が必要です。

最低賃金の引き上げの目的は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することにあります。

以上の観点から、2025年度地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の改正にあたり、以下の点を要請しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 2025年度の岩手地方最低賃金の改正にあたっては、国内外の情勢による物価高や深刻化する本県の人材確保、全国との格差解消、最低賃金近傍で働く労働者のセーフティネットとして、国は2020年代に全国平均1,500円の目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。との方針をふまえ、向こう5年間での到達を見据えた引き上げを実現すること。
- 2 令和6年度岩手地方最低賃金の改正では、952円と過去最高の59円の引き上げとなりました。しかし依然として全国下位にあり、東北六県内でも額差が生じています。岩手地方最低賃金審議会において、物価を超える引き上げや県外への人材流出を防ぐためにも隣県を意識しつつ、額差解消を踏まえて審議すること。
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正にあたっては、特定最低賃金の目的である労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から、地域別最低賃金より高い水準を確保すること。  
また、審議においては、関係労使のイニシアティブによる特定(産業別)最低賃金の新設および改正に係るこれまでの経緯等を十分に勘案すること。
- 4 特定(産業別)最低賃金の「百貨店、総合スーパー」については、2019年から連続して6年間、特別小委員会において必要性ありとすることができないとの結果に至っている。特定(産業別)最低賃金を設定している趣旨は、関連する産業の発展に寄与することであり、また、岩手においては「百貨店、総合スーパー」が新設となった経緯や考え方も踏まえ、受理された申し出について審議し改正すること。
- 5 価格転嫁の円滑化等の環境整備が必要なことから、関係機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者への経営基盤の強化・成長に向けた支援を充実すること。
- 6 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行の確保を図ること。

## 令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和7年1月31日時点

	令和6年									令和7年			県別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	25	17	27	52	179	501	53	63	88	25	0	0	1,030
02 青森	4	14	10	21	27	116	41	5	8	2	0	0	248
03 岩手	9	12	15	7	31	68	105	15	15	5	0	0	282
04 宮城	9	4	6	13	53	172	22	18	12	3	0	0	312
05 秋田	1	6	0	10	17	80	7	6	13	1	0	0	141
06 山形	2	11	6	9	25	67	62	6	5	8	0	0	201
07 福島	8	7	33	18	50	249	44	28	19	13	0	0	469
08 茨城	9	18	16	21	69	139	17	10	25	17	0	0	341
09 栃木	7	11	14	27	67	112	26	23	22	11	0	0	320
10 群馬	7	5	13	19	28	102	34	8	31	10	0	0	257
11 埼玉	14	12	21	43	72	215	32	37	80	24	0	0	550
12 千葉	5	17	25	27	68	163	38	27	52	27	0	0	449
13 東京	60	50	54	86	195	446	86	107	363	215	0	0	1,662
14 神奈川	13	26	25	40	114	235	31	36	72	28	0	0	620
15 新潟	10	15	26	34	55	183	15	15	15	7	0	0	375
16 富山	4	8	6	16	26	81	20	19	17	5	0	0	202
17 石川	10	4	9	9	28	109	30	11	15	2	0	0	227
18 福井	7	4	13	20	47	213	29	9	9	7	0	0	358
19 山梨	4	5	11	7	29	48	14	17	14	8	0	0	157
20 長野	6	12	18	26	57	164	19	31	31	12	0	0	376
21 岐阜	12	22	19	32	83	247	27	28	17	6	0	0	493
22 静岡	15	19	34	41	88	347	30	19	28	13	0	0	634
23 愛知	49	51	62	93	270	777	89	81	120	40	0	0	1,632
24 三重	6	10	12	16	43	215	14	17	23	11	0	0	367
25 滋賀	11	10	24	17	43	174	17	10	23	8	0	0	337
26 京都	11	18	16	23	40	240	22	22	39	20	0	0	451
27 大阪	59	69	89	107	340	714	93	87	174	94	0	0	1,826
28 兵庫	29	18	59	62	222	371	45	38	60	25	0	0	929
29 奈良	4	8	8	19	59	83	18	8	23	9	0	0	239
30 和歌山	9	8	8	16	34	147	15	13	17	10	0	0	277
31 鳥取	9	7	12	8	15	137	23	9	7	1	0	0	228
32 島根	9	8	5	6	15	85	36	10	8	2	0	0	184
33 岡山	18	18	22	25	68	207	14	5	24	4	0	0	405
34 広島	20	13	23	25	89	257	23	16	23	10	0	0	499
35 山口	7	5	13	11	84	142	32	19	31	4	0	0	348
36 徳島	5	3	7	14	24	79	292	24	11	5	0	0	464
37 香川	5	20	6	26	38	182	16	17	14	8	0	0	332
38 愛媛	6	14	1	15	25	109	76	11	14	9	0	0	280
39 高知	7	4	7	11	19	116	32	6	8	0	0	0	210
40 福岡	21	25	26	50	102	406	155	50	61	53	0	0	949
41 佐賀	9	2	9	9	26	94	107	12	18	9	0	0	295
42 長崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	5	0	0	254
43 熊本	5	24	10	15	27	178	51	28	25	11	0	0	374
44 大分	3	10	10	30	33	185	46	28	16	10	0	0	371
45 宮崎	5	6	15	11	21	88	21	7	13	0	0	0	187
46 鹿児島	7	3	11	12	16	118	22	10	10	6	0	0	215
47 沖縄	8	30	13	15	32	109	75	43	73	21	0	0	419
合計	570	688	888	1,224	3,108	9,356	2,193	1,123	1,802	824	0	0	21,776

## 令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和6年12月31日時点

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	25	17	27	52	179	501	53	63	88	0	0	0	1,005
02 青森	4	14	10	21	27	116	41	5	8	0	0	0	246
03 岩手	9	12	15	7	31	68	105	15	15	0	0	0	277
04 宮城	8	5	6	13	53	172	22	18	12	0	0	0	309
05 秋田	1	6	0	10	17	80	7	6	12	0	0	0	139
06 山形	2	11	6	9	25	67	62	6	5	0	0	0	193
07 福島	8	7	33	18	50	249	44	28	19	0	0	0	456
08 茨城	9	18	16	21	69	139	17	10	25	0	0	0	324
09 栃木	7	11	14	27	67	112	26	23	22	0	0	0	309
10 群馬	7	5	13	19	28	102	33	8	31	0	0	0	246
11 埼玉	14	12	21	43	72	215	32	37	80	0	0	0	526
12 千葉	5	17	25	27	68	163	38	27	52	0	0	0	422
13 東京	60	50	54	86	195	447	85	107	362	0	0	0	1,446
14 神奈川	13	26	25	40	114	235	31	36	72	0	0	0	592
15 新潟	10	15	26	34	55	183	15	15	15	0	0	0	368
16 富山	4	8	6	16	26	81	20	19	17	0	0	0	197
17 石川	10	4	9	9	28	109	30	11	15	0	0	0	225
18 福井	7	4	13	20	47	213	29	9	9	0	0	0	351
19 山梨	4	5	11	7	29	48	14	17	14	0	0	0	149
20 長野	6	12	18	26	57	164	19	31	31	0	0	0	364
21 岐阜	12	22	19	32	83	247	27	28	16	0	0	0	486
22 静岡	15	19	34	41	88	347	30	19	28	0	0	0	621
23 愛知	49	51	62	93	270	777	89	81	120	0	0	0	1,592
24 三重	6	10	12	16	43	215	14	17	23	0	0	0	356
25 滋賀	11	10	24	17	43	173	17	10	23	0	0	0	328
26 京都	11	18	16	23	40	240	22	22	38	0	0	0	430
27 大阪	59	69	89	107	340	712	93	87	173	0	0	0	1,729
28 兵庫	29	18	59	62	222	370	45	38	60	0	0	0	903
29 奈良	4	8	8	19	59	83	18	8	23	0	0	0	230
30 和歌山	9	8	8	16	34	147	15	13	17	0	0	0	267
31 鳥取	9	7	12	8	15	137	23	9	7	0	0	0	227
32 島根	9	8	5	6	15	85	36	10	8	0	0	0	182
33 岡山	18	18	22	25	68	204	14	5	23	0	0	0	397
34 広島	20	13	23	25	89	257	23	16	23	0	0	0	489
35 山口	7	5	13	11	84	142	32	19	31	0	0	0	344
36 徳島	5	3	7	14	24	79	292	24	11	0	0	0	459
37 香川	5	20	6	26	38	182	16	17	13	0	0	0	323
38 愛媛	6	14	1	15	25	109	76	11	14	0	0	0	271
39 高知	7	4	7	11	19	116	32	6	8	0	0	0	210
40 福岡	21	25	26	50	102	406	155	50	61	0	0	0	896
41 佐賀	9	2	9	9	26	94	107	12	18	0	0	0	286
42 長崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	0	0	0	249
43 熊本	5	24	10	15	27	178	51	28	25	0	0	0	363
44 大分	3	10	10	30	33	185	46	28	16	0	0	0	361
45 宮崎	5	6	15	11	21	88	21	7	13	0	0	0	187
46 鹿児島	7	3	11	12	16	118	22	10	10	0	0	0	209
47 沖縄	8	30	13	15	32	109	75	43	73	0	0	0	398
合計	569	689	888	1,224	3,108	9,350	2,191	1,123	1,795	0	0	0	20,937

## 令和6年岩手県最低賃金改正決定（答申）政府要望等に対する取組

（令和7年3月19日までに把握している事項）

### 1 政府に対して

中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するとともに、一層、支援メニューの拡充、新たな支援策を講ずること。

（1）生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。加えて、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実すること。

#### 《業務改善助成金》

（令和6年12月）

- ・業務完了期限の延長（1月31日→2月28日）
- ・交付申請期限の延長（12月27日→1月31日）

#### 《厚生労働省》

- ・厚生労働省と中小企業庁の最新の支援施策をピックアップしたリーフレットを作成し、都道府県労働局から各団体等への周知

（令和7年度予算）

- ・業務改善助成金の拡充（地域間格差に配慮した助成率区分等の再編等）
- ・働き方改革推進支援助成金の拡充（賃金額加算区分の拡大）
- ・人材開発支援助成金の拡充（職業訓練後の賃上げ等の助成額引上げ）
- ・人材確保等支援助成金の拡充（機器導入への支援、賃金引上げ加算の導入）

#### 《岩手労働局》

（令和6年9月）

- ・原材料高騰、エネルギー価格上昇など経済的環境の変化等外的要因により特に業況が厳しいと思われる業種（卸・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉、生活関連サービス業、製造業）の約900事業主に対して、業務改善助成金・キャリアアップ助成金のリーフレットを直接送付し、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金について周知した。
- ・岩手県と岩手労働局の最新の支援策を一覧にした「岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について」を作成し、各団体等への周知

(他省庁)

- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業～よろず支援拠点の周知（経済産業省、中小企業庁）

(2) 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進すること。

(経済産業省)

- ・賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・法人税）措置期間の延長（2年→3年）、控除率の上乗せ（+5%）、中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越が可能（令和6年12月）

(3) 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請けGメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底すること。また、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上の取組を強化すること。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

(公正取引委員会)

- ・法律の厳正な執行：下請代金法、下請振興法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
- ・実態把握・相談対応：下請Gメン・知財Gメンによるヒアリング、下請かけこみ寺（47都道府県）による相談対応
- ・業界への働きかけ：業種別ガイドライン（20業種）、自主行動計画（29業種79団体）、取引交渉促進月間（3月、9月）、パートナーシップ構築宣言（57,000社）
- ・好事例の公表

〈労働基準監督機関〉

- ・1月から3月までの「集中取組期間」に監督指導を実施

- ・賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介
- ・公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省への通報制度

(4) 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や社会保険料制度の見直しを検討すること。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等を見直しに取り組むこと。

※年収の壁については審議中

(厚生労働省)

- ・キャリアアップ助成金の拡充（賃上げ率区分設定の増設、昇給制度新設への加算措置新設）

## 2 岩手県に対して

1による政府要望の趣旨に添い、県としても地域の実情に考慮した支援策の拡充・強化をするとともに、各種助成金申請に要する経費の支援など、賃上げ環境を整備する新たな助成制度の創設を図ること。

《岩手労働局》

令和6年9月30日付け要請文により、岩手労働局長から岩手県知事に対して要請を行った。

令和6年12月23日岩手県臨時議会において、物価高騰対策賃上げ支援金の採択が行われ、令和7年2月20日から、申請受付となった。

# 令和6年度 業務改善助成金 事業完了 **期限延長** のご案内



事業完了期限が延長となります

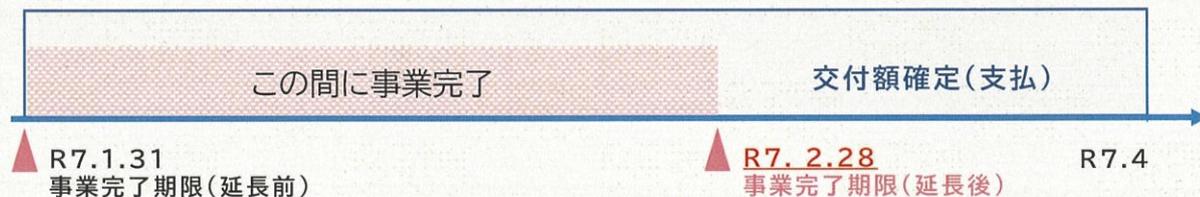
令和7年  
1月31日(金)

延長します！

令和7年2月28日(金)

## 事業完了期日について

令和6年度中に交付決定を受けている場合、**令和7年2月28日**までに事業の完了をお願いいたします。申請時に定めていた事業完了期日を変更をされる場合には、**様式第7号(裏面参照)**を申請先の労働局へ提出してください。



事業完了が見込まれない場合は、事業完了期日を**再設定いただく**ことがございます。まずは、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話：**0120-366-440**

受付時間  
平日 8:30~17:15

# ○様式第7号の記載方法について

赤枠内に必要事項を記載いただき、申請時に設定された事業完了予定期日と変更後の予定期日を記載してください。

(元号) 年 月 日

〇〇労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金)  
事業完了予定期日変更報告書

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 事業完了予定期日

変更前 (元号) 年 月 日

変更後 (元号) 年 月 日

### 2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	○年度 受入済額	○年度への要繰越額	不用額
円 (元号) ○年○月○ 日	円	円	円

### 3 予定の期間内に完了しない (助成事業の遂行が困難になった) 理由

# 令和6年度 業務改善助成金 交付申請 **期限延長** のご案内



交付申請期限が延長となります

令和6年  
12月27日(金)

延長します！

令和7年1月31日(金)

・申請日以降～令和7年2月28日までの賃上げに限ります

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話：0120-366-440 受付時間  
平日 8:30～17:15

# 令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和7年1月31日  
(事業完了期限：令和7年2月28日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円

→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

> 450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

\* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

\*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

## <事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。  
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の特例

- 特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 3,312KB] [7.0MB]



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、実行のある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが課題した。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を減らすこととなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を効率化したい(社長)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫  
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人数が6人から4人に削減

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込みの手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

<導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

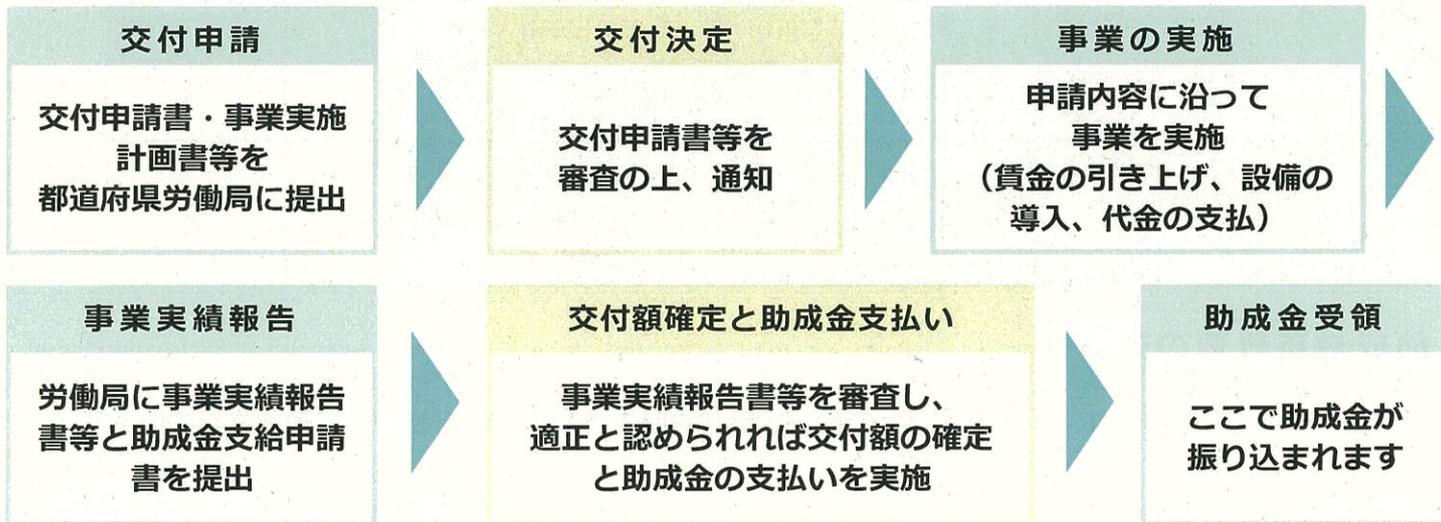
**対象!**

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

**対象外**

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年2月28日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年度内1回までとなりました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

### （参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

# 中堅・中小企業の賃上げ支援策について

令和7年2月  
東北経済産業局



# 目次

## 1. 賃上げ

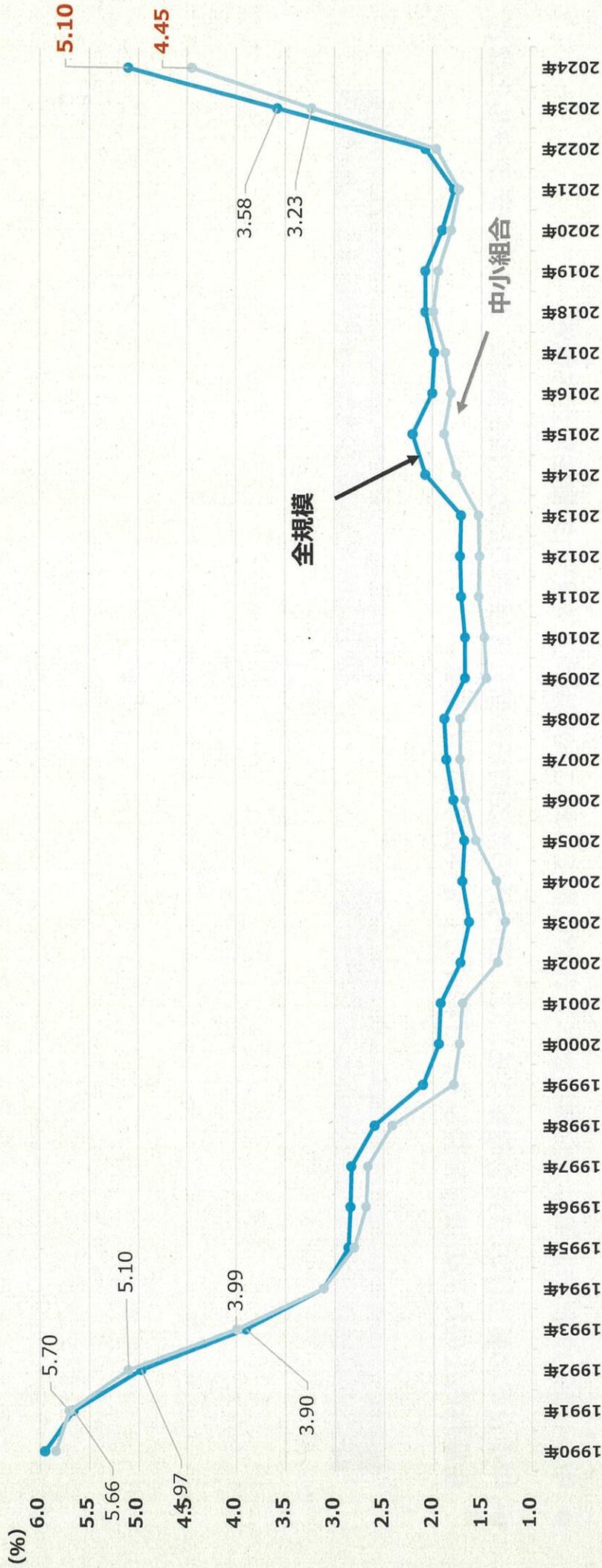
### ①賃上げの環境整備

- ・ 価格転嫁対策
- ・ 生産性向上
- ・ 賃上げ促進税制

## 2. よろず支援拠点

# 賃上げの現状

- 2024年の春期労使交渉の賃上げ率（最終集計結果）は5.10%と、1991年以来33年ぶりの高い伸び。中小組合は4.45%。



※1：調査対象は、連合加盟企業の組合。中小組合は、組合員数300人未満の組合。  
 ※2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。  
 （出典）日本労働組合総連合会「春先生活闘争回答集計結果」(7/17)

# 中小企業の賃上げ原資の確保に向けた「稼ぐ力」の強化

- 中小企業の労働分配率は大企業に比べて非常に高く、既に80%を超えており、労働生産性も低迷。
- 中小企業の賃上げの原資を確保するには、国内外の需要開拓や新分野展開のための成長投資、省力化やデジタル化など生産性向上のための投資を通じて、「稼ぐ力」を伸ばすことが必要。

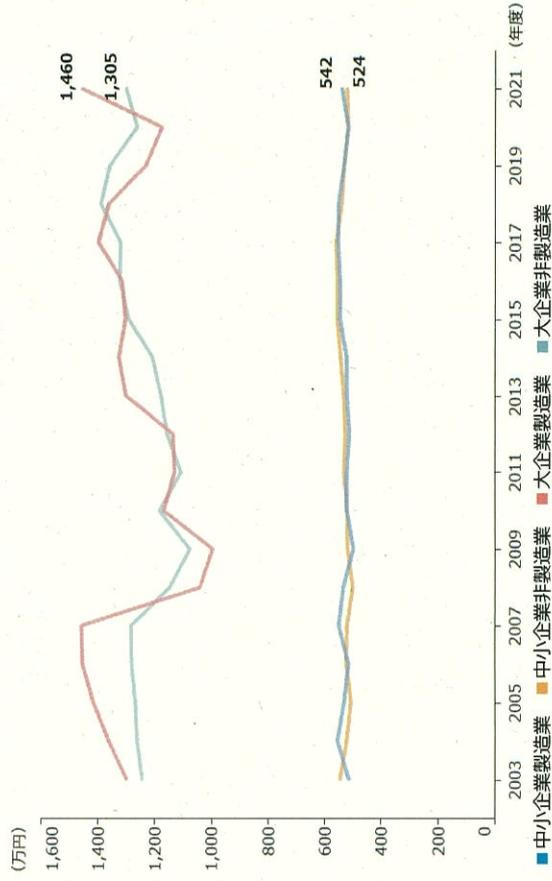
労働分配率の推移（企業規模別）



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

- (注)
1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満とする。
  2. ここでいう労働分配率とは付加価値額に占める人件費とする。
  3. 付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋人件費（役員給与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費）＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課。
  4. 金融業、保険業は含まれていない。

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

- (注)
1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
  2. 平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

## 持続的な賃上げの実現に向けた中小企業の「稼ぐ力」の強化

- ▶ 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、下請法の改正・執行など適切な価格転嫁など制度面での対策に加え、生産性の向上や成長・拡大などにより、中小企業の「稼ぐ力」を抜本的に強化。
- ▶ このため、今般の補正予算においては、(1) 地域の賃金水準への波及力がある「売上高100億円」を恒常的に創出する新たな支援制度を創設するなど、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援するとともに、(2) 地域を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上や省力化投資等を加速化させるための支援を、昨年を上回る規模で実施。

### 【新規等】

価格転嫁対策の更なる徹底

- 下請法の改正の検討、執行強化
- 「9月価格交渉促進月間」における転嫁状況の調査等
- 業界やサプライチェーン全体での「取引適正化」



地域の賃金水準の底上げ

### 【拡充】

生産性向上や省力化投資等の加速化を支援

- 生産性向上のための支援制度の拡充  
(ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金等)
- 中小企業省力化投資補助金（カタログ補助金）の継続
- 商工団体等による支援、資金繰り支援、災害復旧支援等



地域の賃金水準の底上げ

### 【制度】

「売上高100億円企業」など、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援

- 中小企業成長加速化補助金（仮称）の新設  
(売上高100億円企業の創出等を強力に後押し)
- 中堅・中小大規模成長投資補助金の拡充



地域の賃金水準の引上げ

# 取引適正化に向けた施策ツール

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げができる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

## 1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても2024年11月1日施行。)

## 2) 実態把握・相談対応

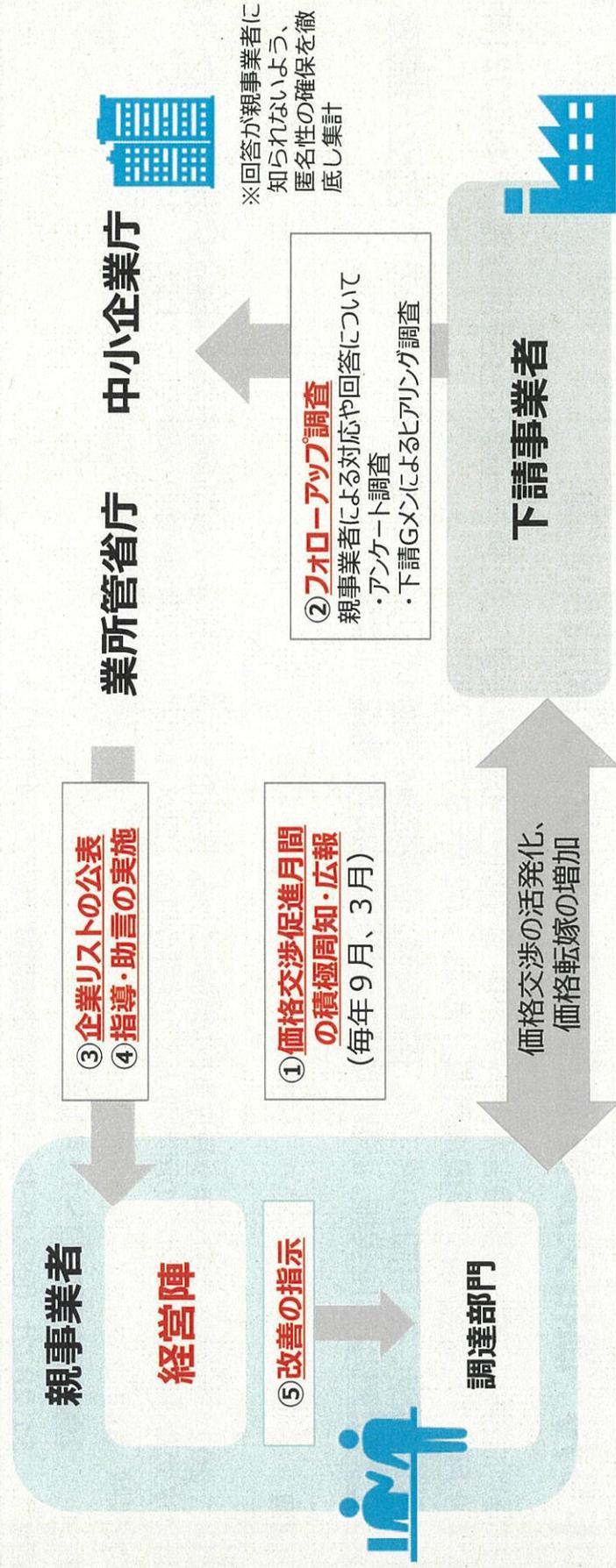
- ① 下請Gメン (R5:300名→R6:330名)によるヒアリング (年間約13,000件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応 (年間約12,000件)

## 3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン (20業種) 自主行動計画 (29業種・79団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(57,000社超)

## 「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼（①）。
  - ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの**実施状況**について、**中小企業に対して「①アンケート調査（30万社）」**、**②下請Gメンによるヒアリング**を実施し、結果を取りまとめ。
    - ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げてきた。
- 2021年9月に開始。今年9月には、7回目の「価格交渉促進月間」を実施。



# 2024年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年9月で7回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

## ①アンケート調査

### ○調査の内容

中小企業等に、**2024年4月～2024年9月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2024年9月25日～11月11日**

○回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ54,430社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社

※参考：**2024年3月調査：46,461社**（延べ67,390社）

**2023年9月調査：36,102社**（延べ44,059社）

○回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

## ②下請Gメンによるヒアリング調査

### ○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）

○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

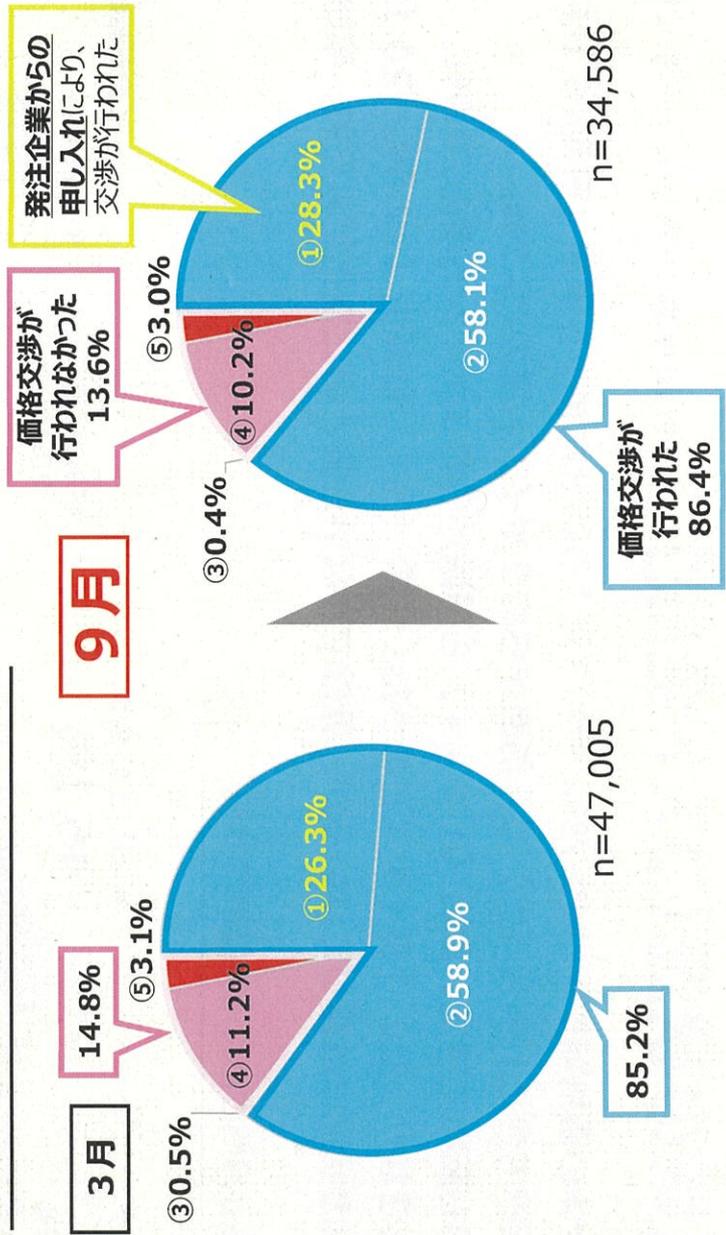
# 価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合 (①) は、前回から約 2 ポイント増の 28.3%。
- 「価格交渉が行われた」割合 (①②) も前回から約 1 ポイント増の 86.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合 (③④⑤) は減少 (前回 14.8% → 13.6%)。

➢ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1.5 割。引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

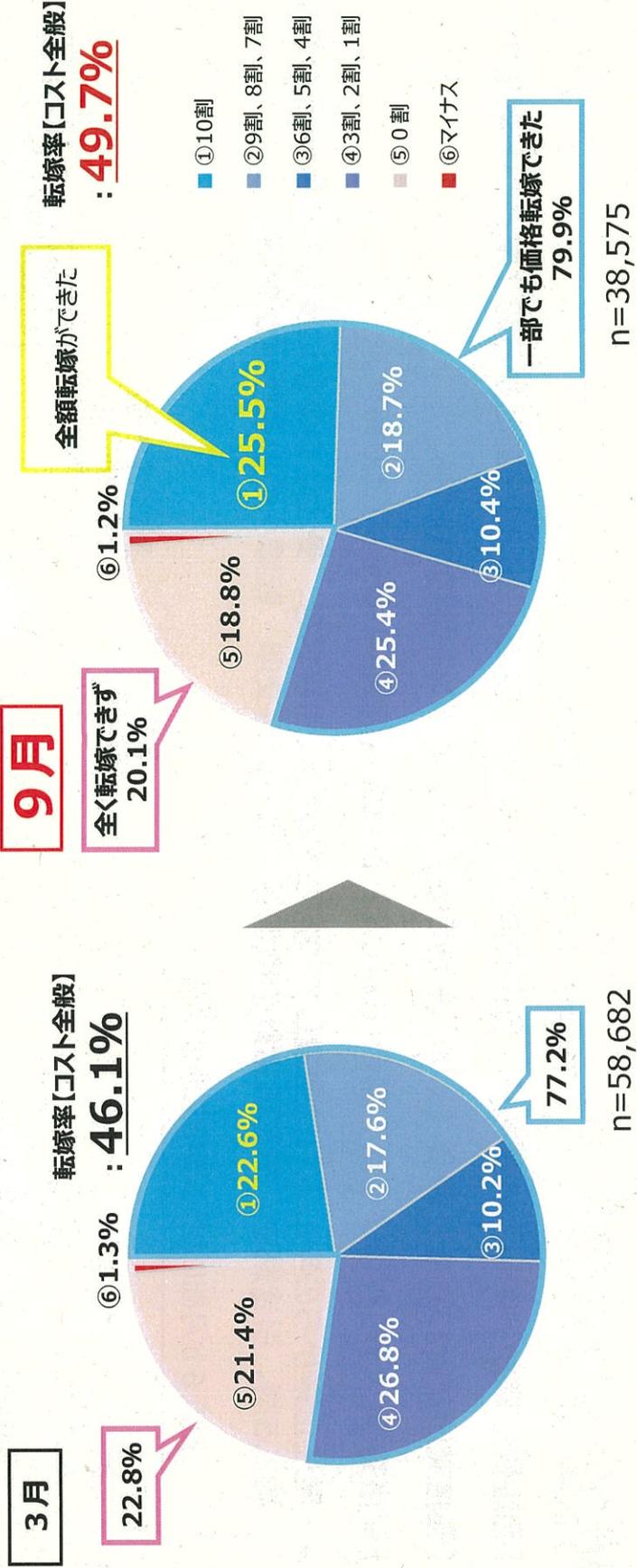


# 価格転嫁の状況【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%、今年3月より約3ポイント増加（前回46.1%→49.7%）。
- 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。
- 価格転嫁の状況は改善しているが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。

## 直近6か月間における価格転嫁の状況

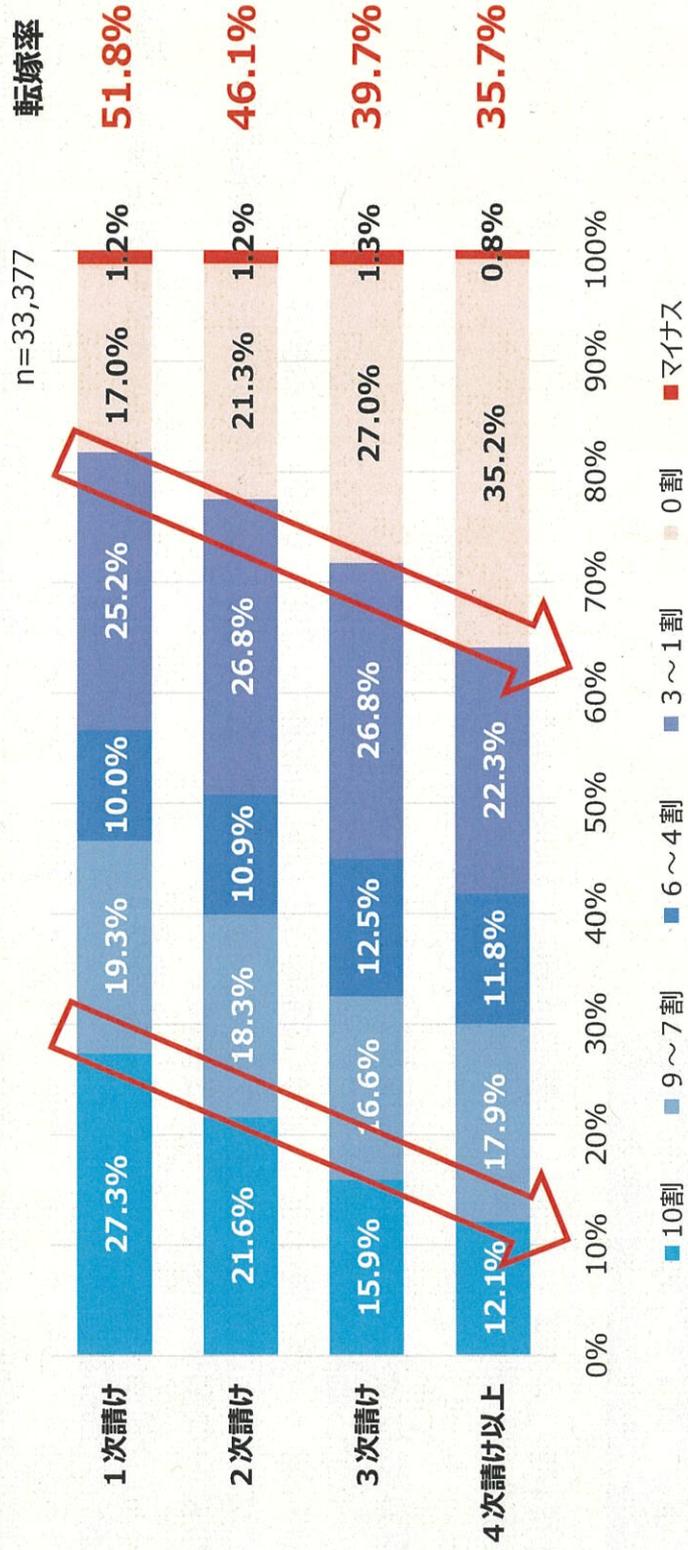


## (参考) サプライチェーンの各段階 (※) における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超 (51.8%) に対し、4次請け以上の企業は35%程度
- 特に、4次請け以上の階層においては、全額転嫁できた企業の割合は1割程度にとどまり、全く転嫁できなかった又は減額された企業は、4割近く (36.0%) になる。
- 受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向。  
⇒ より深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



## 価格交渉・価格転嫁の好事例

- ▶ 原材料費・エネルギーコスト・人件費等が高騰している状況を踏まえ、発注企業から、価格交渉を申し出てほしい旨の連絡を受け、記入例も提示してもらえた。(金属ほか)
- ▶ パートナーシップ構築宣言を行っている取引先から、労務費指針に沿って価格交渉に応じる旨の通知を受けて価格交渉を行った。(機械製造ほか)
- ▶ 取引先から価格交渉に当たって、原材料やエネルギー、労務費のコスト上昇分についての取引価格への反映に係る計算書の提案があって、十分な協議により価格転嫁もできている。(自動車)
- ▶ 取引先の最上位企業の方針を受けて、毎年2回の価格交渉に応じてもらっており、価格転嫁も納得のいく金額であり良好な関係にある。(産業機械)
- ▶ 年4回の価格協議が定例化され、交渉の1ヶ月まえに提出した見積もりにより円滑な協議と価格改定が行われている。(食品製造)

### 発注側

- ▶ 綿密な原価計算を行い交渉を行うことで取引先から厚い信頼を受けており、価格転嫁にも概ね応じてもらっている。(建設業)
- ▶ 取引価格に関する原材料価格やエネルギー価格等のコスト変動についての算定方式の合意を取り付け、四半期ごとに取引価格を改定している。(機械製造)
- ▶ 収益が悪化しているが、多数の商品と取引先があり対応に苦慮、よろず支援拠点の指導を受けて、原価管理のもとで収益に大きな影響のある重点の商品・取引先から順次価格交渉を進めている。(食品)
- ▶ 契約時から労務費を含むコスト上昇分をについて協議により価格改定しているほか、福利厚生費についても価格に織り込んでもらった。(建設業)
- ▶ 原材料価格の上昇により自社の強みとする食料品の収益が悪化したため、よろず支援拠点に相談し、一部機械設備の導入を図るとともに不足分は値上げを行ったところ、周辺の店舗も値上げに追随した。(飲食店)

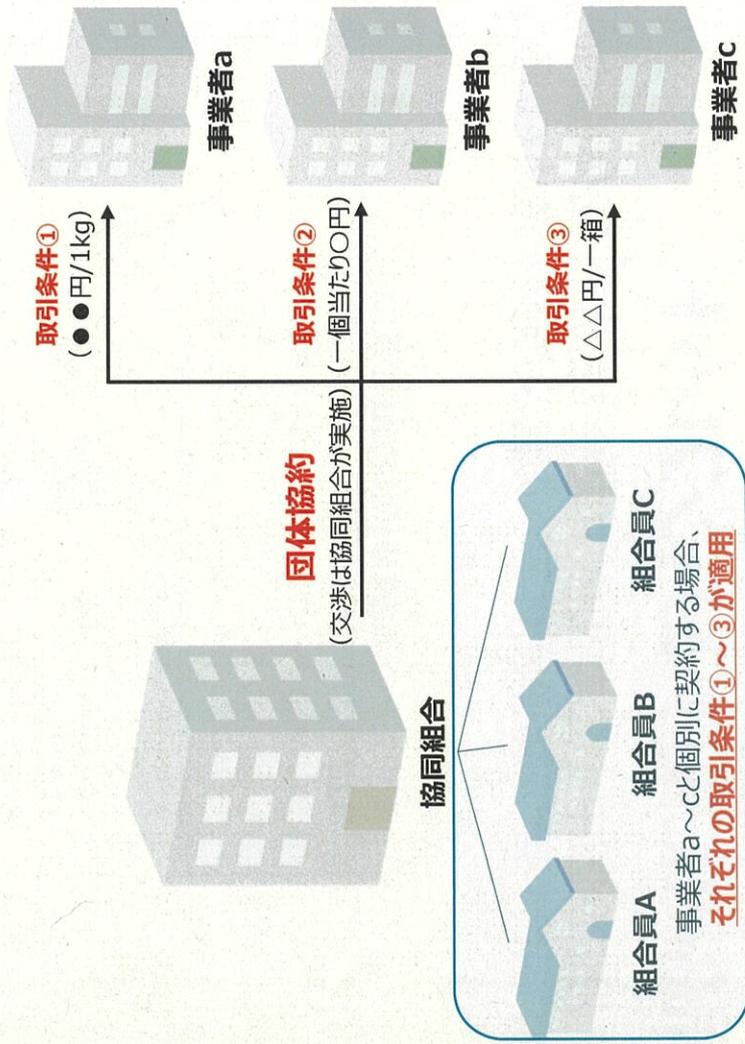
### 受注側

# 団体協約について

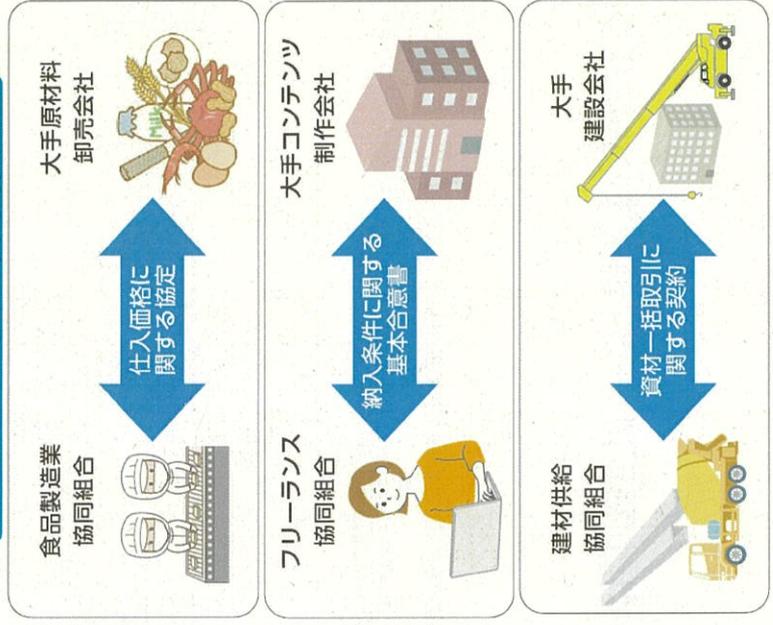
中小企業等協同組合法に基づき、事業協同組合等は、組合員と取引関係にある事業者等と、**取引価格や納入条件等の取引条件に関する団体協約**を締結することが可能であり、一定の要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となる。

また、団体協約の効果は構成員たる組合員に対して直接及び、組合員と団体協約を締結した事業者との契約のうち、**団体協約に定める基準に違反して契約した部分については、その基準に従って契約したものとみなされる。**

## 団体協約制度の概要



## 団体協約の締結例



# 団体協約に関するパンフレット

昨年7月に全国中小企業団体中央会において、団体協約の概要や相談窓口の概要や相談窓口の一覧等をまとめたパンフレットを作成。組合や商工関連団体等への普及啓発を進めている。

## 取引先との価格交渉、価格転嫁対策に 組合を活用しよう！

**中小企業組合による団体協約、  
組合協約の活用**  
(中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことにより、取引条件を決めることができます。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件 (支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件

\* 中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の電話窓口にお問合せください。

### 団体協約締結の要件・効果

- ◆ 団体協約を締結できる組合は、事業出向組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合 (商工組合においては「組合協約」) です。
- ◆ 団体協約を締結する組合の事業として、互款に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆ 団体協約を締結する前に、その内容を組合員に開示し承認を得る必要があります。
- ◆ 団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した旨をにより掲載する必要があります。
- ◆ 団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して遡及及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づく契約条件が適用されます。
- ◆ 交渉が不成立となった場合、行政庁に申し立てることも、調停を申請することもできます。

**全国中小企業団体中央会**

## ◆ 中小企業組合による団体協約等の相談窓口

○ 団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について

名 称	電話番号	名 称	電話番号
北海道中小企業協同組合	011(231)919	京都府中小企業協同組合	075(708)3701
青森県中小企業協同組合	017(77)3325	奈良県中小企業協同組合	074(22)3700
岩手県中小企業協同組合	019(24)363	和歌山県中小企業協同組合	073(43)1371
宮城県中小企業協同組合	072(27)5560	大分県中小企業協同組合	096(47)4372
秋田県中小企業協同組合	018(62)8701	兵庫県中小企業協同組合	078(31)2045
山形県中小企業協同組合	023(647)0360	福岡県中小企業協同組合	073(43)0852
福島県中小企業協同組合	024(536)1261	熊本県中小企業協同組合	085(77)6671
茨城県中小企業協同組合	079(274)8030	鹿児島県中小企業協同組合	085(21)4809
栃木県中小企業協同組合	079(639)2300	宮崎県中小企業協同組合	086(274)2245
群馬県中小企業協同組合	027(274)173	鹿児島県中小企業協同組合	082(278)0926
埼玉県中小企業協同組合	048(641)315	山梨県中小企業協同組合	083(922)2646
千葉県中小企業協同組合	043(836)3281	静岡県中小企業協同組合	089(654)4431
東京都中小企業協同組合	03(542)0386	愛知県中小企業協同組合	087(65)8311
神奈川県中小企業協同組合	045(633)3131	岐阜県中小企業協同組合	097(959)7150
新潟県中小企業協同組合	025(267)1100	徳島県中小企業協同組合	088(64)8870
富山県中小企業協同組合	076(228)1171	香川県中小企業協同組合	097(622)8780
石川県中小企業協同組合	056(23)2175	高知県中小企業協同組合	098(23)4598
福井県中小企業協同組合	054(24)1511	鳥取県中小企業協同組合	095(826)3301
岐阜県中小企業協同組合	057(48)6811	島根県中小企業協同組合	096(229)3225
静岡県中小企業協同組合	054(277)1100	大分県中小企業協同組合	097(536)6331
長野県中小企業協同組合	092(28)5195	佐賀県中小企業協同組合	093(24)4278
山梨県中小企業協同組合	076(424)666	熊本県中小企業協同組合	099(222)9258
静岡県中小企業協同組合	076(2)7711	沖縄県中小企業協同組合	098(86)2525
愛知県中小企業協同組合	052(11)4530	沖縄県中小企業協同組合	098(86)2525 及喜屋敷 098(27)2492 那覇市 092(52)4905

○ 中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について  
 中小企業 総務課 経営支援課 03(550)1763

○ 独占禁止法適用除外制度について  
 公正取引委員会 事務総局 競争取引課 03(358)15483

○ 組合又は組合員による個別具体的な取引の独占禁止法上の状態について  
 公正取引委員会 競争総局 競争取引課 相談窓口 03(358)15481

2022.9.01

# 「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。  
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。  
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。

## 1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄と新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) **下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守**、特に、**取引適正化の重点5課題（※）への取組**  
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、  
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

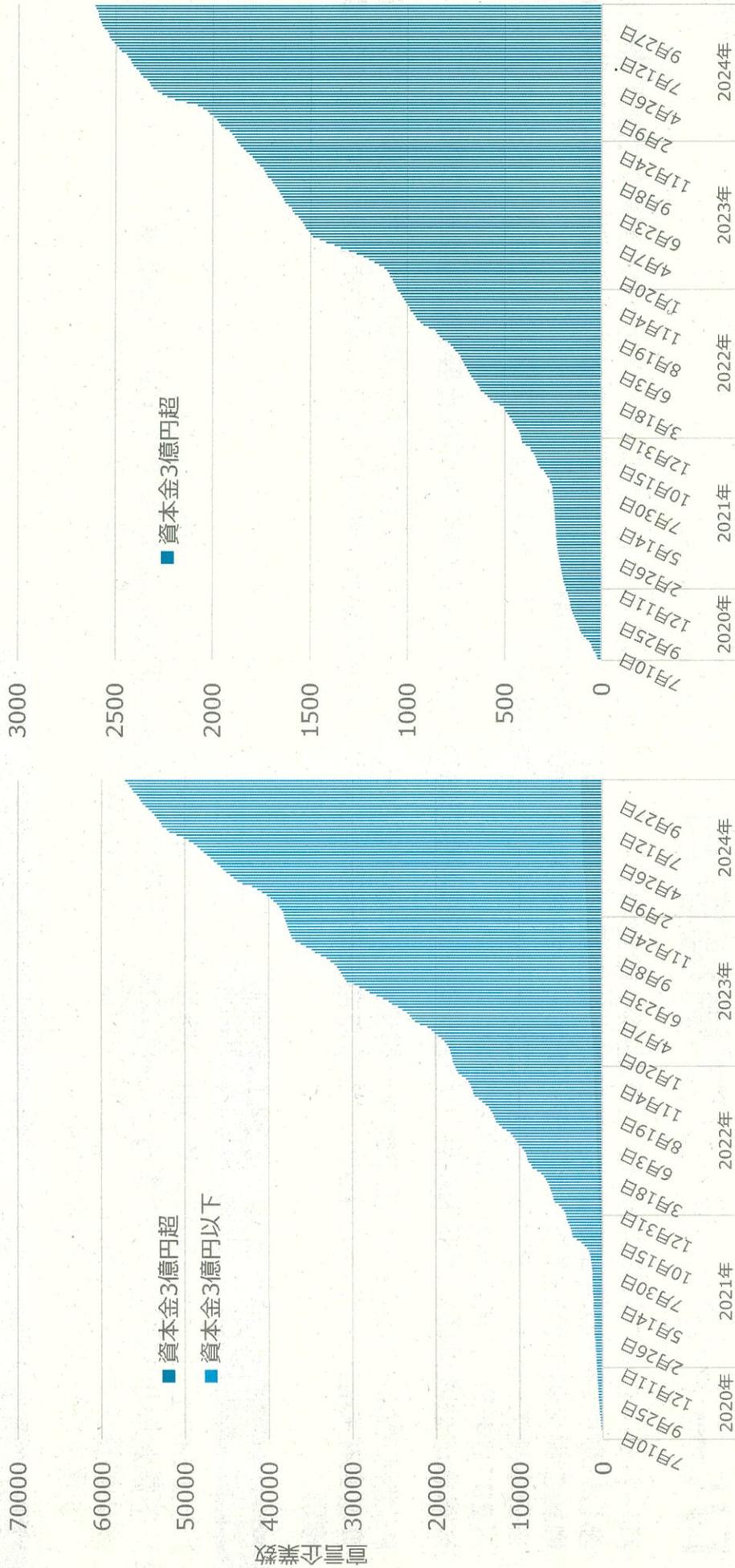
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商會頭、連合会長  
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

# パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年11月29日時点で57,170社が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は2,607社）

## ■宣言数の推移





# 目次

## 1. 賃上げ

### ①賃上げの環境整備

- ・ 価格転嫁対策
- ・ 生産性向上
- ・ 賃上げ促進税制

## 2. よろず支援拠点

# 中小企業省力化投資補助事業

## 3,000億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用)

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

#### 事業概要

##### (1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

##### (2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



枠・類型	補助上限額	※カッコ内は大幅員上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下	200万円 (300万円)	1/2
	6~20人	500万円 (750万円)	
	21人以上	1000万円 (1500万円)	
一般型	5人以下	750万円 (1,000万円)	1/2、小規模・再生 2/3
	6~20人	1,500万円 (2,000万円)	
	21~50人	3,000万円 (4,000万円)	
	51~100人	5,000万円 (6,500万円)	
	101人以上	8,000万円 (1億円)	
	※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3		
※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く。)			

### 導入支援イメージ

#### カタログ注文型

- ・自動券売機
- ・無人搬送車



#### 一般型

- ・カスタマイズ機器
- ・ソフト+ハード



# 中小企業生産性革命推進事業 令和6年度補正予算案額 3,400億円

中小企業庁  
(1) イノベーションチーム、企画課、総務課、経営支援課、財務課、海外展開支援室  
(2) (3) イノベーションチーム (4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

## 事業の内容

### 事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ、最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

### 事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業 (中小企業成長加速化補助金)  
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。
- (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)  
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)  
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)  
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (5) 事業承継・M & A 支援事業 (事業承継・M & A 補助金)  
事業承継・M & A に際し、設備投資等や、M & A・PMI の専門家活用費用等を支援する。
- (6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援  
制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門  
家派遣等を支援する。

## 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



## 成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。



# 目次

## 1. 賃上げ

### ①賃上げの環境整備

- ・ 価格転嫁対策
- ・ 生産性向上
- ・ 賃上げ促進税制

## 2. よろず支援拠点

# 賃上げ促進税制の拡充及び延長

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

継続雇用者 <sup>※4</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 <sup>※6</sup>	教育 訓練費 <sup>※7</sup> (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%		5% 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
+4%	15%	+10%	5% 上乗せ		5% 上乗せ	
+5%	20%		5% 上乗せ		5% 上乗せ	
+7%	25%		5% 上乗せ		5% 上乗せ	

全企業<sup>※1</sup>

中堅企業<sup>※2</sup>

継続雇用者 <sup>※4</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%		5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%
+4%	25%	+10%	5% 上乗せ		5% 上乗せ	

中小企業<sup>※3</sup>

全雇用者 <sup>※5</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%		10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
+2.5%	30%	+5%	10% 上乗せ		5% 上乗せ	

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 <sup>※4</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%		5% 上乗せ	30%
+4%	25%	+20%	5% 上乗せ	
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

全雇用者 <sup>※5</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%		10% 上乗せ	40%
+2.5%	30%	+10%	10% 上乗せ	

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能<sup>※8</sup>。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間に支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。

ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※3 中小企業等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限らない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。



# 目次

## 1. 賃上げ

### ①賃上げの環境整備

- ・ 価格転嫁対策
- ・ 生産性向上
- ・ 賃上げ促進税制

## 2. よろず支援拠点

## よろず支援拠点について

- 平成26年に、中小企業・小規模事業者等が、「無料」で「何度でも相談が可能」な「よろず支援拠点」を全国の都道府県に1箇所ずつ設置。
- 当時、中小企業・小規模事業者には「自社の課題が明確化されておらず、質問をしたいが、誰に質問して良いかわからない」、また、支援機関には「多様な支援機関が課題毎に存在しており、機能を有機的に結びつける機関が不在」との課題が存在。
- このため、よろず支援拠点は、(1) ワンストップ機能、(2) コーディネート機能、(3) 高度な経営アドバイス機能の3機能を担うこととした。

### よろず支援拠点の3機能

#### (1) ワンストップ機能

「どこに相談したらよいか分からない」といった中小企業・小規模事業者等に対して、よろず支援拠点の専門家が課題を整理したうえで、**的確な支援機関**（地域の土業やITコーディネーター、弁理士等）等を紹介するとともに、**国等の支援施策の活用促進や制度改善に関する要望を汲み取る、ワンストップ窓口機能**を提供する。

#### (2) コーディネート機能

**個々の支援機関では対応できない課題**について、**商工会・商工会議所、金融機関等の地域の支援機関等をつなぐハブ**として、**総合的な課題解決**に取り組み。

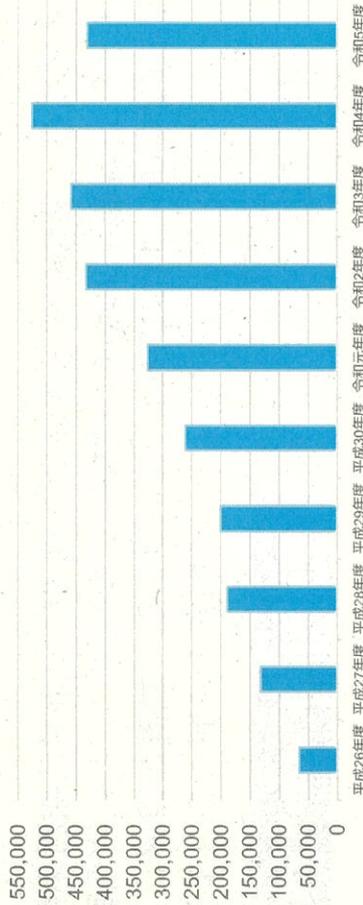
#### (3) 高度な経営アドバイス機能

中小企業診断士やITコーディネーターをはじめとする**様々な分野の専門家**が、幅広い視野から、**企業経営者が抱える課題の本質を見抜き、気付きを与え**るとともに、**市場動向やメディア戦略など企業経営の中身まで一歩踏み込んだ支援**を行う。

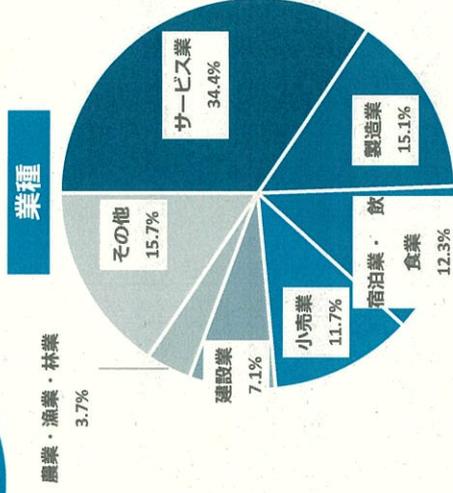
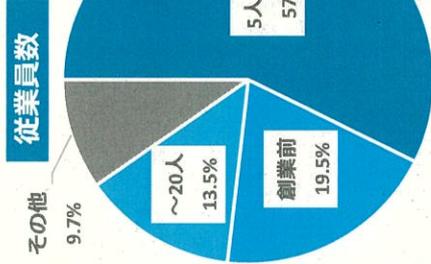
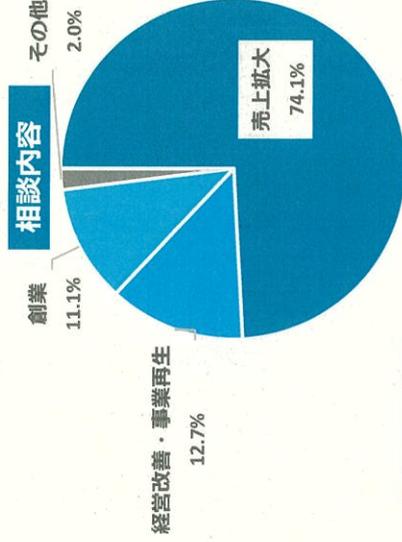
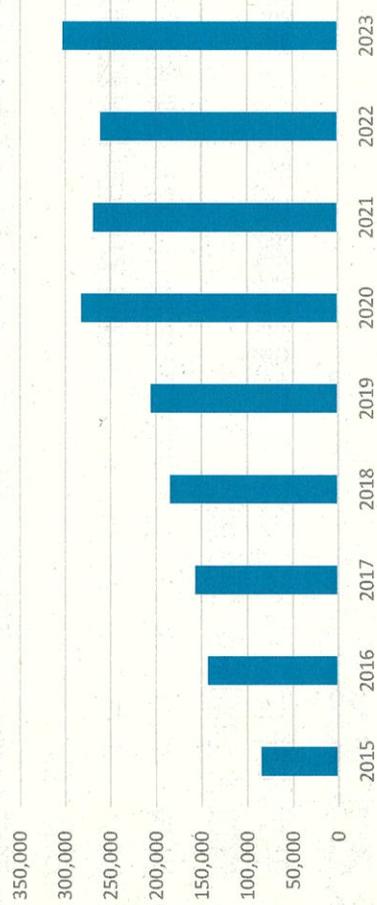
# よろず支援拠点の現状

- 平成26年度に事業を開始し、令和6年度で創設から10年が経過。知名度の向上により、年々相談件数は増加。令和5年度は40万件強の相談対応を行った。
- 売上拡大、経営改善、創業、事業承継等の様々な経営課題に対応。
- 小規模事業者を中心に、様々な業種の事業者からの相談に対応。

相談対応件数（課題（中）の延べ件数）の推移



（参考）相談実績件数（相談回数（相談回数の延べ件数））の推移



※ 相談内容・・・相談対応件数ベース。  
 ※ 従業員数、業種・・・名寄せ後の事業者数ベース。

令和7年度（2025年度）  
経済産業関係 税制改正について

令和6年12月

経済産業省

# 目次

1. 国内投資の持続的拡大	3
(1-1) 中小企業経営強化税制の拡充及び延長	
(1-2) 地域未来投資促進税制の拡充及び延長	
(1-3) インジェル税制の拡充	
(1-4) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長	
2. 中小企業の活性化	11
(2-1) 法人版・個人版事業承継税制の見直し	
(2-2) 中小企業投資促進税制の延長	
(2-3) 中小企業等の法人税率の特例の延長等	
(2-4) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長	
(2-5) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長（再掲）	
3. 激動する国際課税制度への対応と企業のグローバル対応に向けた環境整備	20
(3-1) 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応	
(3-2) 外国子会社合算税制の見直し	
4. エネルギー・サプライチェーンの強靱化・GXの実現や産業競争力強化に向けた検討	25
(4-1) 減耗控除制度の拡充及び延長	
(4-2) 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し	
(4-3) 車体課税の見直し	
(4-4) 半導体分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置	
5. その他	32
(5-1) エネルギー・資源・環境関連	
(5-2) 地域経済・中小企業関連	
(5-3) 復興・防災関連	
(5-4) その他	

# 1. 国内投資の持続的拡大

# 中小企業経営強化税制の拡充及び延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。** (令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直しを行う。**

## 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使った期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上) ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資利益率が年平均7%以上</li> <li>● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成</li> <li>● 売上高成長率年平均10%以上を目指す</li> <li>● 前年度売上高10億円超90億円未満</li> <li>● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上</li> <li>● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等</li> </ul> ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) <b>建物及びその附属設備 (1,000万円以上)</b> (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※ 1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作する器具備品(医療機器に限る)、建物、建物附属設備を除く。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

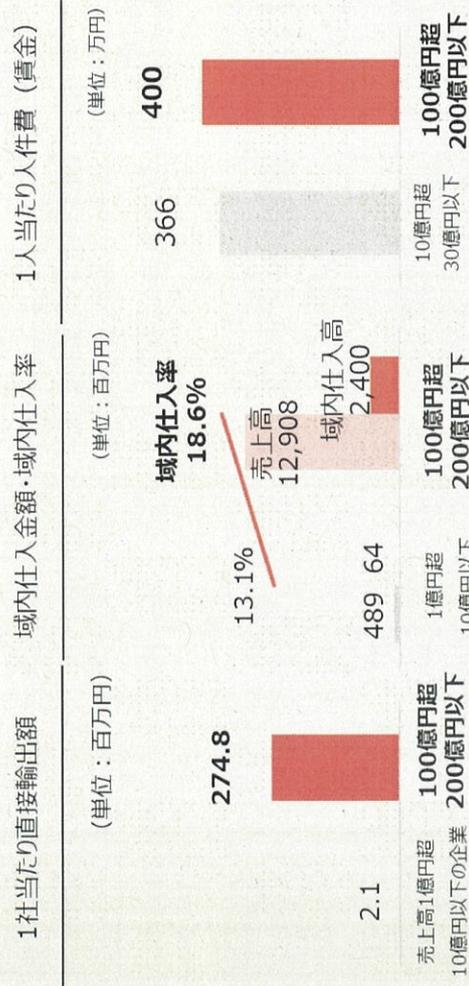
※ 4 コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

## (参考) 100億企業を目指す中小企業に対する税制措置の意義

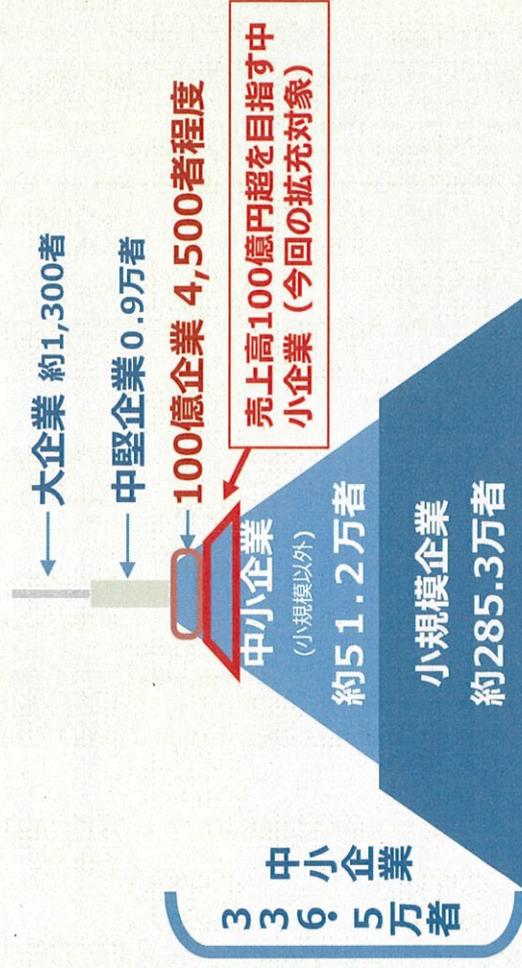
- 売上100億円超の中小企業（100億企業）は高いレベルで外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上（イノベーション）を図り、賃上げを実現し、人口減少社会においても、地域経済の好循環を先導する存在。経済成長を実現する上で、各地域に「100億企業」のような成長中小企業を創出することが重要。
- さらに、100億企業は中堅企業へのパスになるが、現状4,500者程度と推計され、政策による強力な後押しが必要。
- このため、100億企業を目指すような成長意欲のある中小企業がシームレスに成長を目指す環境整備を行い、更なる100億企業を創出をする。

### 外需・内需の取り込み・賃上げ を高いレベルで実現している100億企業

(外需) (内需) (賃上げ)



100億企業（売上100億円超の中小企業）は  
現状4,500者程度



(出所) 「直接輸出額」：中小企業実態基本調査 対象 約172.8万社

「域内仕入高・仕入比率」：地域未来牽引企業の中間評価に係る調査 対象 2,249社

「賃金」：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

# 地域未来投資促進税制の拡充及び延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じて強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。
- 適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。

## 改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所  
(下線は今回の主な改正箇所)

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	特別償却35% 又は税額控除4%
機械装置 器具備品	通常控*2	
	通常控の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ <b>創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</b>	特別償却50% 又は税額控除5%
建物、附属設備、構築物	中堅企業枠 特別償却20%/税額控除2%	特別償却50% 又は税額控除6%

## <地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

### 下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）

※要件詳細については調整中

#### ① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

#### ② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

#### ③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

\* 1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

\* 2 サブライオン型について、廃止。

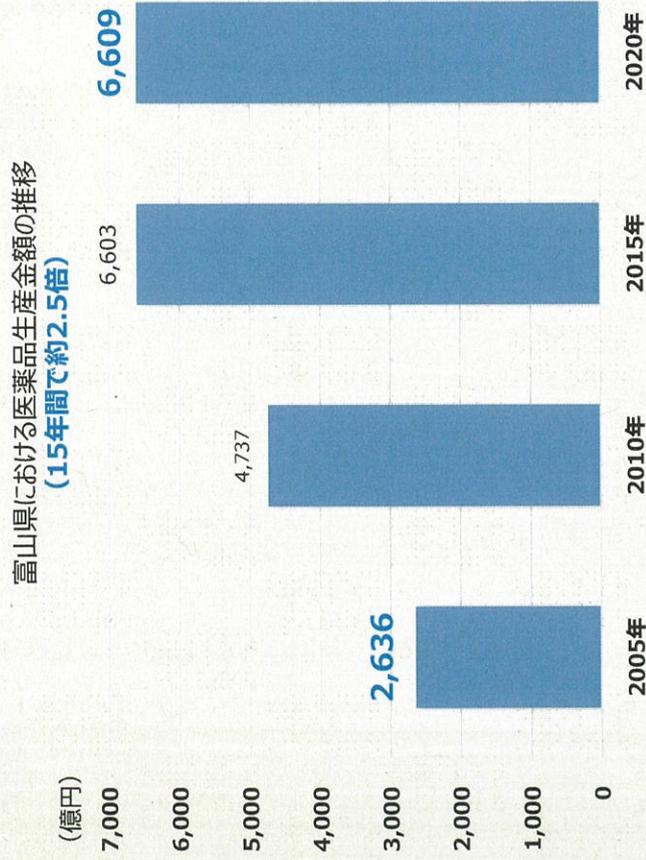
\* 3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

## (参考) 自治体の特定産業への政策資源の集中を通じた地域の産業基盤の強靱化のイメージ

- 地方公共団体において、特定の産業分野に限定した独自の産業振興ビジョンを立て、政策資源を注力したことで、関連製品の製造額や関連企業数等の増加につながった事例も多い。
- 強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じた産業の発展・成長を後押しする必要。

### <富山県：医薬品産業>

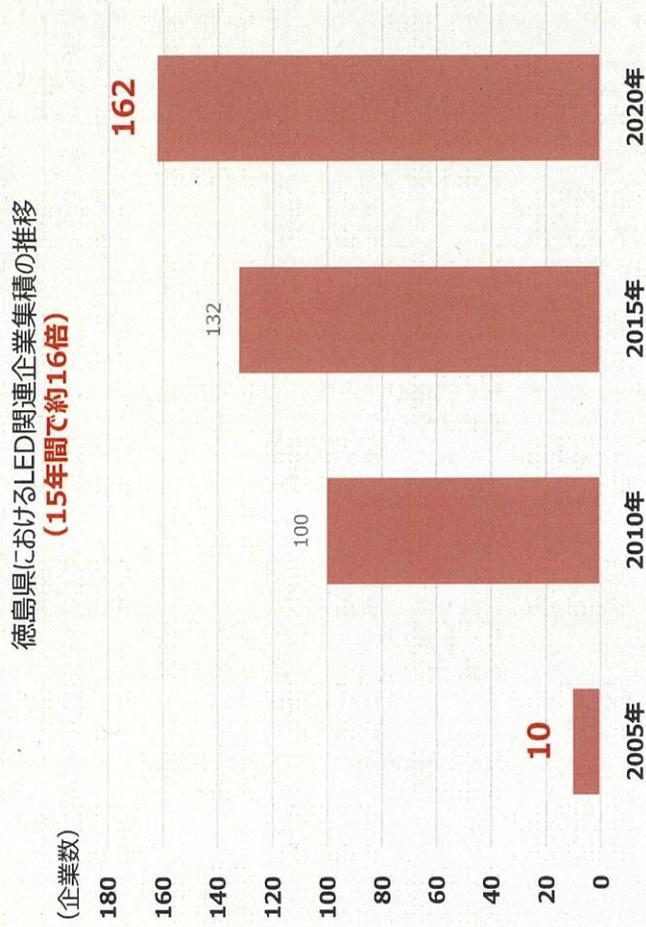
江戸時代中期から続く「薬屋」産業集積（県内工業生産の約17%）を背景に、県内高等教育機関における人材育成や県独自の研究開発強化、情報発信強化によるブランディングを推進。



富山県〔くすりの富山県〕に基づき経済産業省にて作成

### <徳島県：LED産業>

グローバルで高シェアを有する県内企業の優位性を活用し、2005年に「LEDバレイ構想」を策定。以来、産学官一体での地域ブランド化を推進し、戦略的企業誘致を実現。



徳島県LEDバレイ構想推進協議会「徳島県LEDバレイ構想・ワールドステージ行動計画」等を参考に経済産業省にて作成

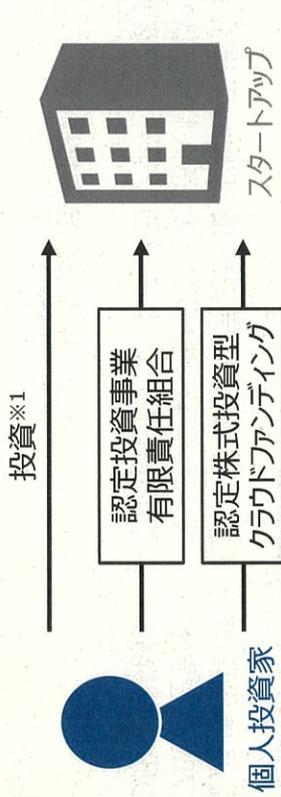
# エンジェル税制の拡充 (所得税・個人住民税)

拡充等

- エンジェル税制は、令和5年度改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、**株式譲渡益の発生年に投資を行う必要がある等の課題があった。**
- スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、株式譲渡益が発生した年内にスタートアップへの投資を行う必要がある再投資期間の要件について、**株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、株式譲渡益が発生した翌年末（最大2年間）まで延長する。**

エンジェル税制は、スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度であり、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも優遇を受けることが可能。

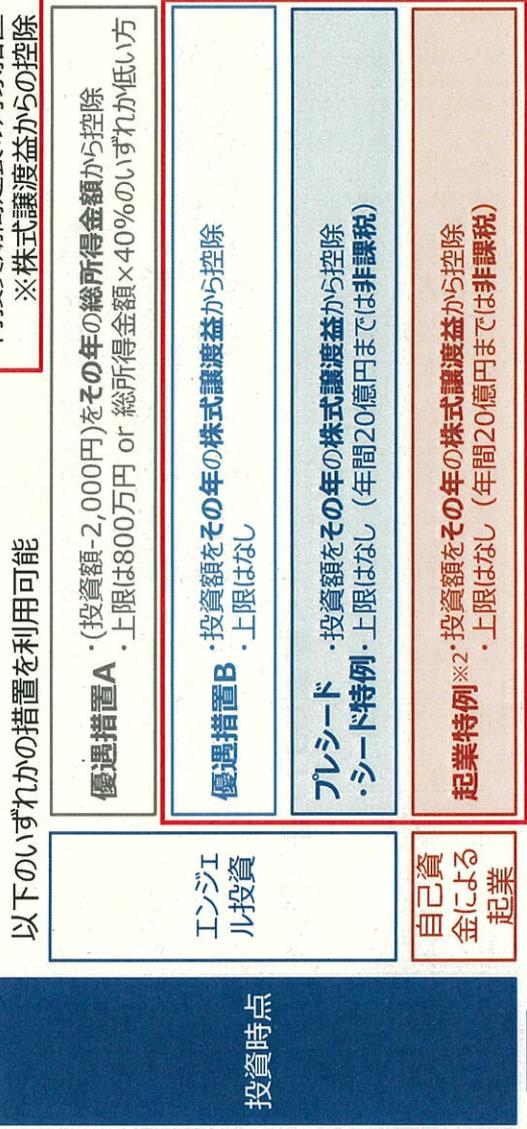
## 改正概要



→ 資金の流れ

※1：民法上の組合、投資事業有限責任組合經由又は指定金銭信託の単独運用による株式取得を含む  
 ※2：起業特例については、民法組合等を経由する場合は含まれず、対象となる個人は会社を発起設立した発起人に限られる  
 ※3：スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて譲渡損失（譲渡益）を算定

・非課税措置について、再投資期間の延長に伴って一層の活用が見込まれる中、仮に税制趣旨に沿わない利用が発生した場合の影響を考慮すると、これを予防することが重要。  
 ・健全な利用促進を図りつつ、スタートアップへのリスクマネー供給を後押しする観点から、株式を取得した翌年末までの保有期間を設定する。ただし、IPOやM&A等の一定の場合の譲渡を除く。  
 ・なお、令和8年1月1日以降の再投資で取得した株式が本措置の適用対象となる。

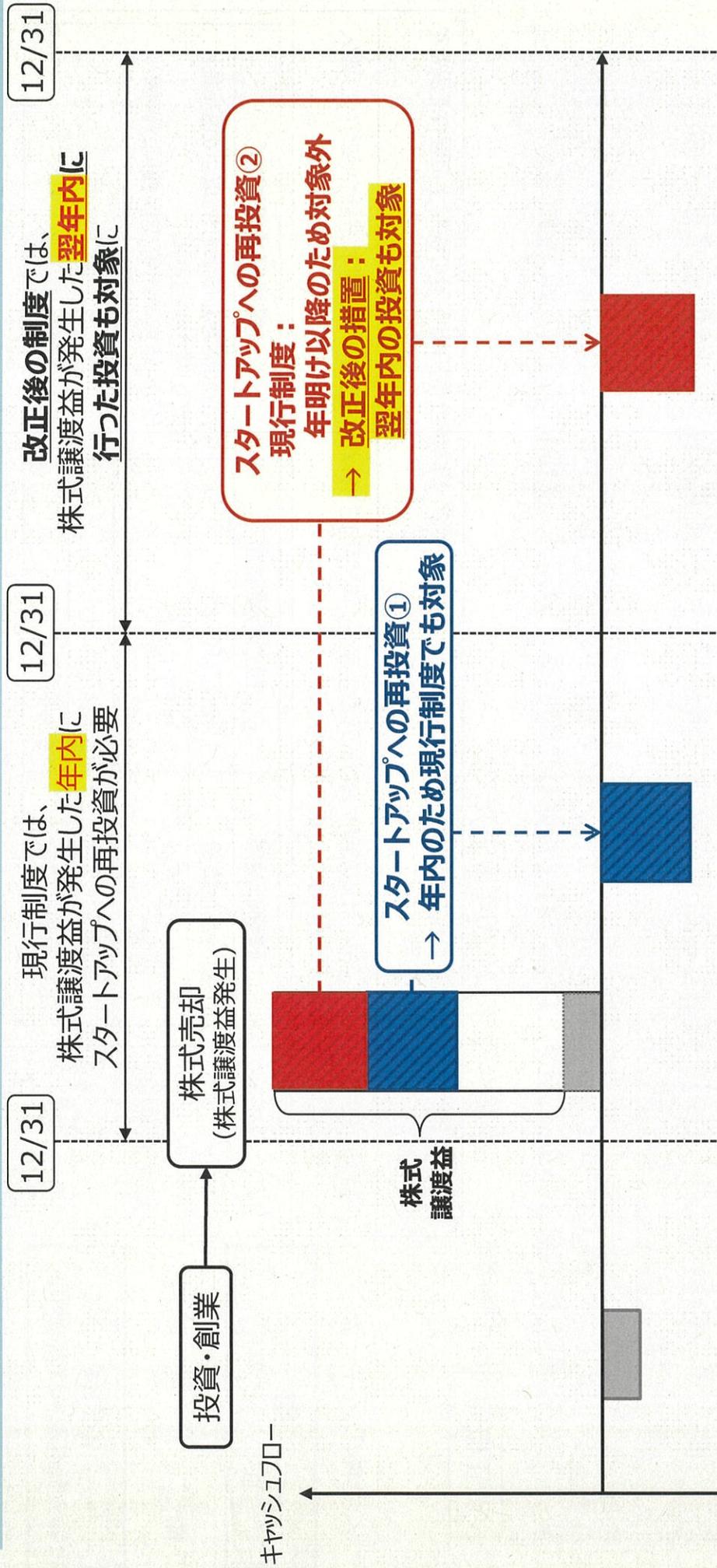


譲渡損失が発生した場合※3、その年の他の株式譲渡益と通算可能  
 (翌年以降3年にわたり可能) ※破産、解散等した場合も可能

※令和8年(2026年)1月1日以降の再投資で取得した株式が適用対象 8

## (参考) エンジェル税制における再投資期間について

- エンジェル税制における投資時点の株式譲渡益からの控除措置の適用を受けるには、現行制度ではその株式譲渡益が発生した年内にスタートアップへの投資を行う必要があるところ、**株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、株式譲渡益が発生した翌年末（最大2年間）まで延長する。**



エンジェル税制における再投資期間を延長し、スタートアップ投資の検討時間を十分に確保することで、  
税制の利便性を向上し、更なる利活用拡大を図る。

# 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長

(固定資産税)

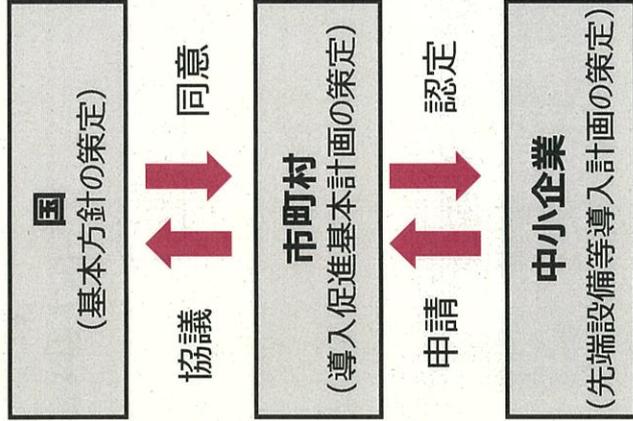
拡充・延長

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

## 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>



特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
④建物附属設備	60万円以上		
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → <b>3年間、課税標準を1/2に軽減</b> ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → <b>5年間、課税標準を1/4に軽減</b> ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
適用期限	2年間(令和9年3月31日(2026年度末)までに取得したもの)		

## 2. 中小企業の活性化

# 法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し

見直し

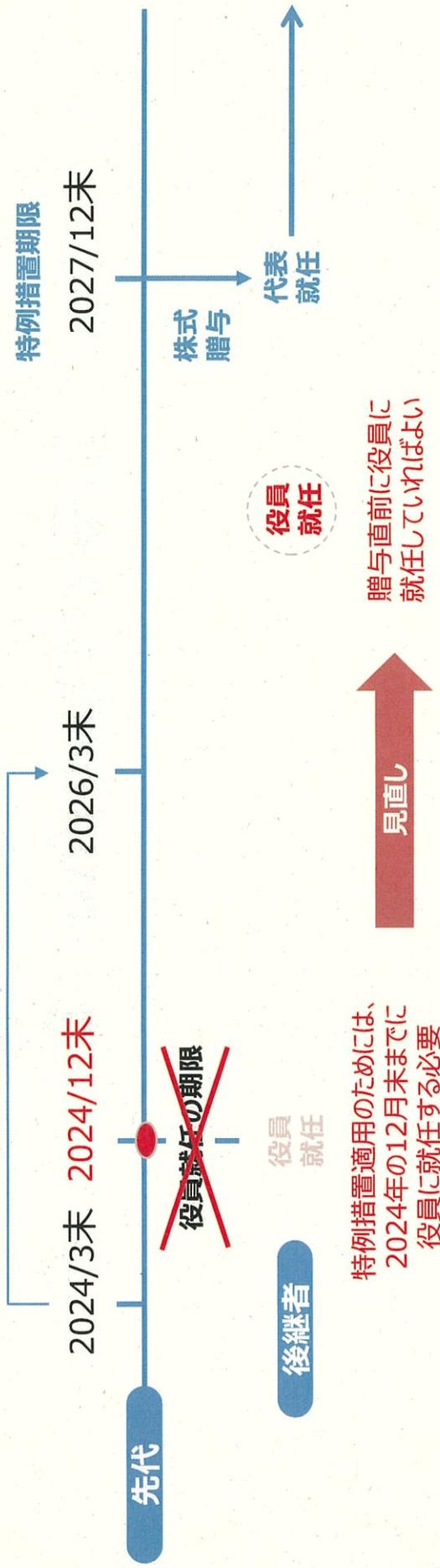
(相続税・贈与税)

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という役員就任期間を特例措置に限って事実上撤廃。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

## 改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】

令和6年度税制改正において  
計画提出期限延長



※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

## (参考) 事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- 10年間限定（2027年末まで）の時限的な措置として、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%となつている。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定（2028年末まで）で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。
- 法人版（特例措置）・個人版を活用するためには、2026年3月末までに特例承継計画の申請が必要。

### 法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

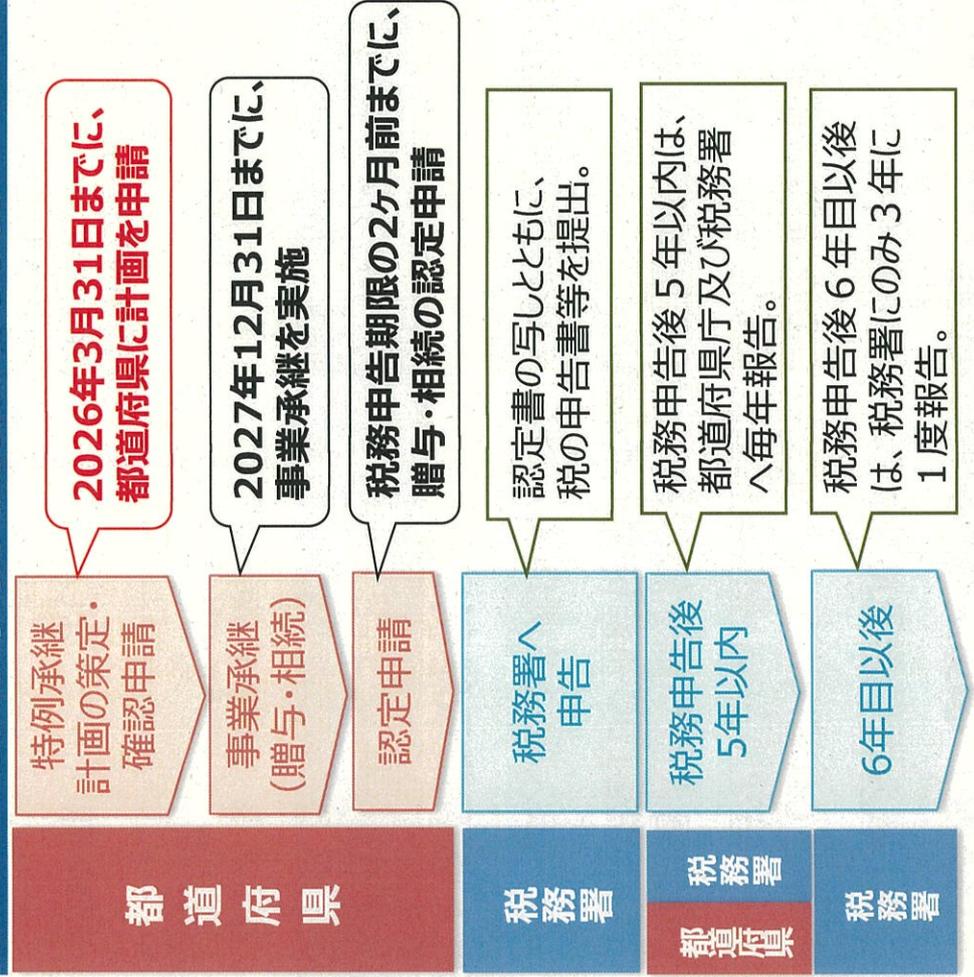
### 個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで)</li> <li>・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等)</li> <li>・車両・運搬具</li> <li>・生物（乳牛等、果樹等）</li> <li>・無形償却資産（特許権等）等</li> </ul> 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

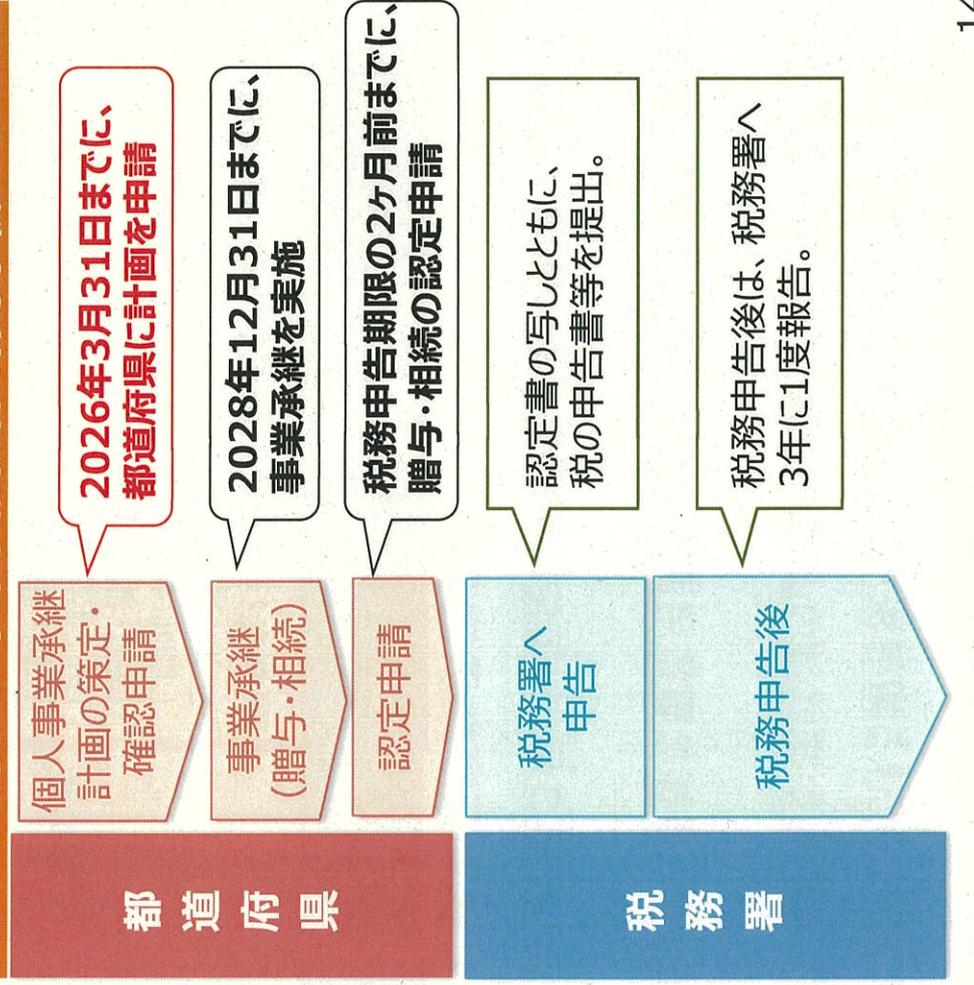
## (参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、2026年3月末までに特例承継計画を申請し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、2026年3月末までに個人事業承継計画を申請し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（有恕規定あり。）

### 法人版事業承継税制に係る手続



### 個人版事業承継税制に係る手続



※各種手続の詳しい詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

# 中小企業投資促進税制の延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。**  
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- **人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。**

## 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）</li> <li>・ 従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械及び装置【1台160万円以上】</li> <li>・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】</li> <li>・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く</li> <li>・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）</li> </ul>

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外  
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

# 中小企業者等の法人税率の特例の延長等

(法人税・法人住民税)

延長等

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ(※)、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、**適用期限を2年間延長する。**

※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。

## 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

○中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。

○当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減(租税特別措置)。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合	<u>19%</u>	<u>15%</u>
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の中小法人の場合	<u>19%</u>	<u>17%</u>

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準(所得基準)は引き続き維持。

※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

# 中小企業防災・減災投資促進税制の延長等

(所得税・法人税)

延長

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も**中小企業による防災・減災に向けた設備投資を促進が必要**であるため、**適用期限を2年間延長**する。

## 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 適用対象者：令和9年(2027年)3月31日までに「事業継続力強化計画」(連携計画含む)の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

## 減価償却資産の種類 (取得価額要件)

### 対象となるものの用途又は細目

機械及び装置  
(100万円以上)  
自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・防震・免震装置等  
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

器具及び備品  
(30万円以上)  
自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備

建物附属設備  
(60万円以上)  
自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・防震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等  
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資するものを含む。)

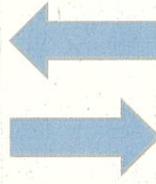
※ これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

## (参考) 事業継続力強化計画制度

- 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業の自然災害等への対策を促進するため、簡易なBCPとして中小企業等が行う**防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度**。
- 認定を受けた事業者は、税制措置のほか、金融支援等の支援策の活用や認定ロゴマークの使用が可能。

### 計画認定スキーム

**中小企業  
小規模事業者**  
※協力者として、大企業や  
経済団体等も参画可能



①申請

②認定

**経済産業大臣  
(経済産業局)**

### 事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の**初動対応手順**（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための**具体的な対策**
- 計画の推進体制（**経営層のコミットメント**）
- 訓練実施、計画の見直し等、**取組の実効性を確保する取組**

### 認定を受けた事業者に対する施策

- **防災・減災設備導入に対する税制措置**
- 低利融資、信用枠拡大等の**金融支援**
- 補助金採択時の**加点措置**
- 認定事業者による**ロゴマーク使用**



**【再掲】生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長 (固定資産税)**

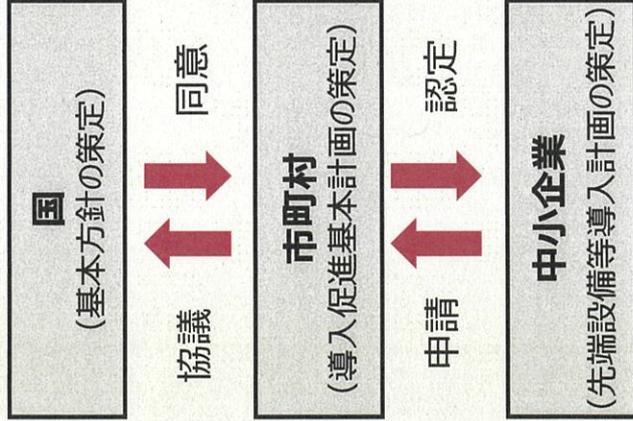
拡充・延長

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>



特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業	
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること	
対象設備等	設備の種類	投資利益率要件
	①機械及び装置	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	160万円以上
	③器具備品	30万円以上
	④建物附属設備	30万円以上 60万円以上
特例措置	固定資産税 (通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → <b>3年間、課税標準を1/2に軽減</b> ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → <b>5年間、課税標準を1/4に軽減</b> ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。	
適用期限	2年間 (令和9年3月31日 (2026年度末) までに取得したもの)	

### **3. 激動する国際課税制度への対応と 企業のグローバル対応に向けた環境整備**

## 外国子会社合算税制の見直し

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

その他

- グローバル・ミニマム課税の更なる法制化により、対象企業への追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和5年度及び令和6年度税制改正に引き続き、**外国子会社合算税制（CFC税制）の見直しを行う。**
- **令和8年度以降の税制改正においては、グローバル・ミニマム課税の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。**

### <令和7年度税制改正の概要>

#### 合算時期の見直し

【生じていた課題】

- ・ 現状では、外国関係会社の所得を「**外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の事業年度**」において合算することになっており、必要な情報を収集し、外国税法上の取扱いの確認を行った上で、**合算所得及び税額を計算する作業時間を十分に確保できない。**



合算時期について「**外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の事業年度**」に見直す。

#### 申告書添付書類の一部見直し

【生じていた課題】

- ・ 外国子会社の所在国での税務申告で求められていない情報についても、**日本の外国子会社合算税制の申告実務のために、現地から収集し、書類を作成する必要がある。**



諸外国では作成が義務付けられていないケースの多い「**株主資本等変動計算書・損益金の処分に関する計算書**」及び「**勘定科目内訳明細書**」を、申告書に添付又は保存することとされている書類から除外する。

# 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応 (法人税・法人住民税・事業税)

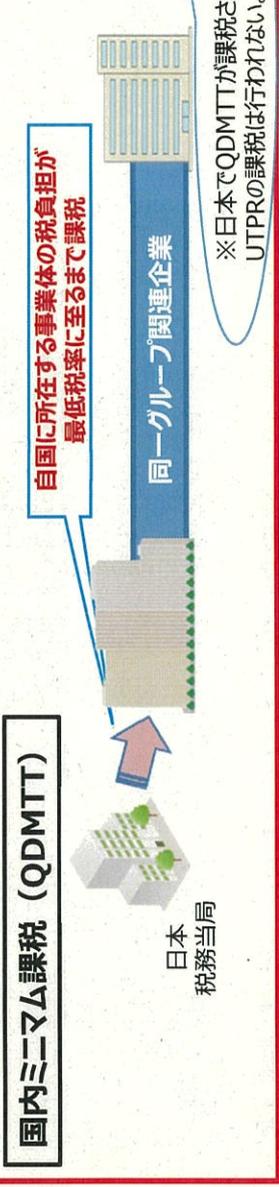
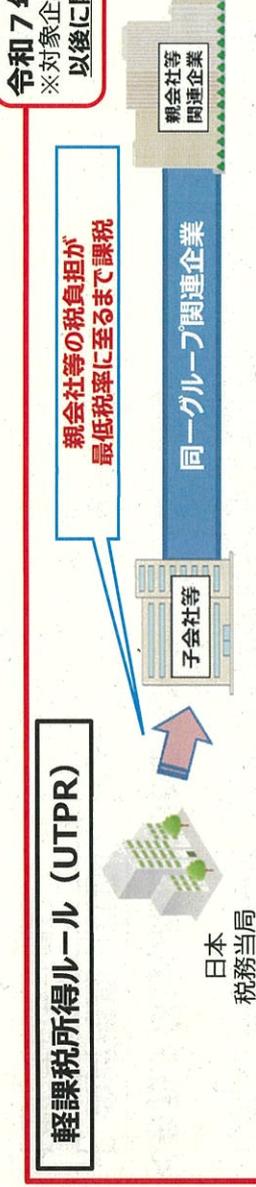
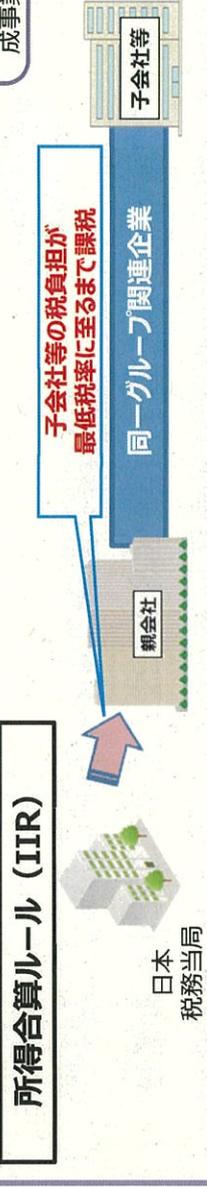
その他

- グローバル・ミニマム課税 (第2の柱) ※について、**令和7年度税制改正では、軽課税所得ルール (UTPR) 及び国内ミニマム課税 (QDMTT) の法制化を行う。適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年(2026年)4月以後に開始する対象会計年度とする。あわせて、OECDにより発出されたガイドンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。**

※法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としており、令和5年度税制改正において一部法制化済み。

## <グローバル・ミニマム課税の全体像>

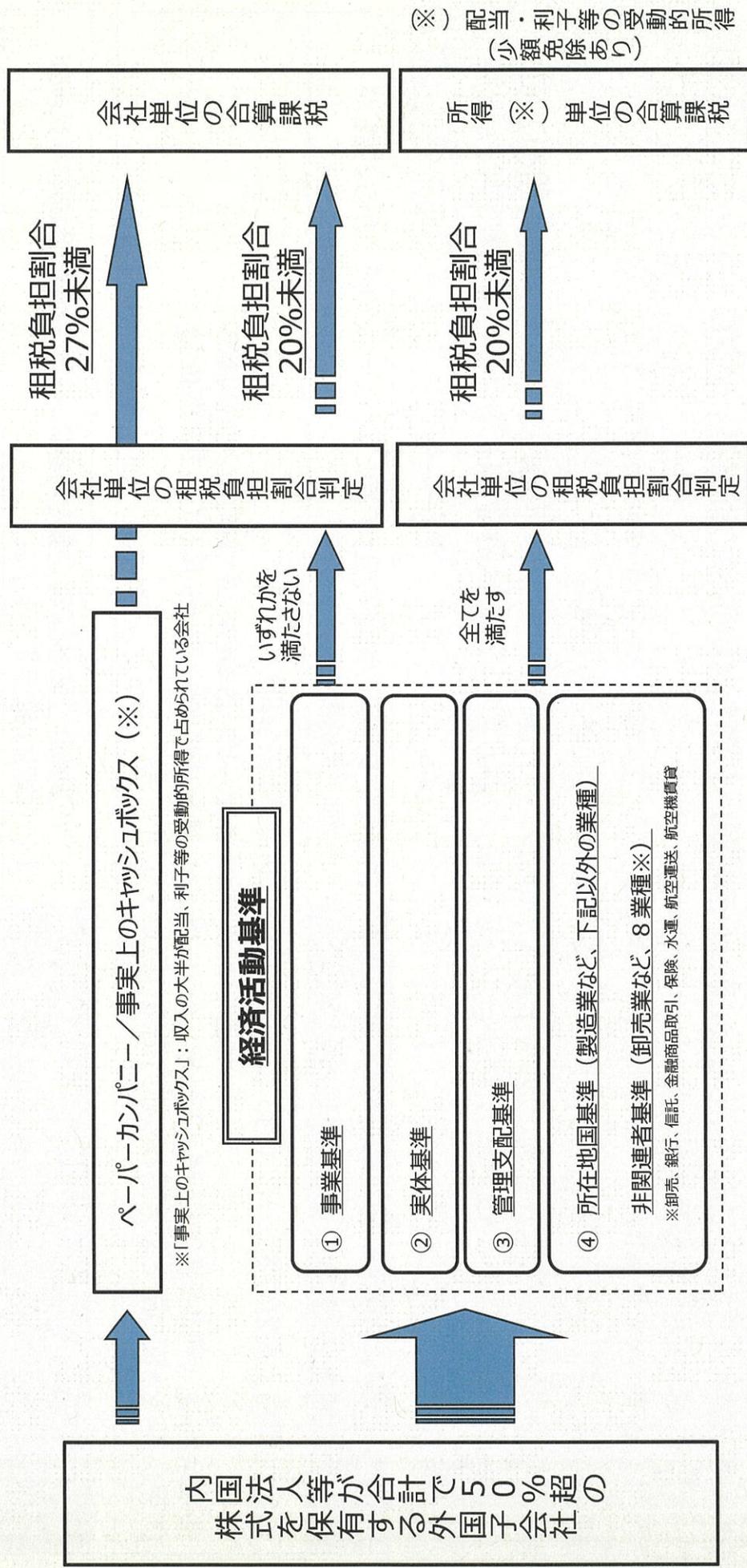
令和5年度税制改正にて法制化済み。  
 ※ **令和7年度税制改正では、令和6年度税制改正に引き続き、OECDによるガイドンスの内容等を踏まえ、親事業体にてCFC税制に基づいて計上された繰延税金費用をCFC構成事業体に配分する方法等を明確化する等の見直しを行う。**



(資料) 財務省資料を基に経産省作成

## (参考) 現行の外国子会社合算税制の概要

- 外国子会社合算税制 (CFC税制) とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得を日本親会社等の所得とみなして課税する制度。



## (参考) 国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20において、①市場国への新たな課税権の配分等、②グローバル・ミニマム課税について、最終合意が実現。  
※①市場国への新たな課税権の配分等は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国国内法の改正によって実施。
- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名が目標。
- ②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度及び令和6年度税制改正にて、一部法制化済み。軽課税所得ルール (UTPR) 及び国内ミニマム課税 (QDMTT) は令和7年度税制改正にて法制化を行う。

### ①市場国への新たな課税権配分等

市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する等

①全世界売上高200億ユーロ (約3.2兆円\*) 超かつ利益率10%超※

※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外

②残余利益 (利益率10%を超える部分) のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分

③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等

### ②グローバル・ミニマム課税

一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率 (15%) 以上の課税を確保する仕組み

①最低税率は15%

②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ (約1,200億円\*) 以上

※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業 (国別報告事項 (CbCR) の提出対象) は866グループ (令和4年7月～令和5年6月実績 (令和6年1月国税庁発表))

③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外 (導入当初は経過措置あり) 等

\* 1ユーロ = 160円で換算

## **4. エネルギーサプライチェーンの強靱化・ GXの実現や産業競争力強化に向けた検討**

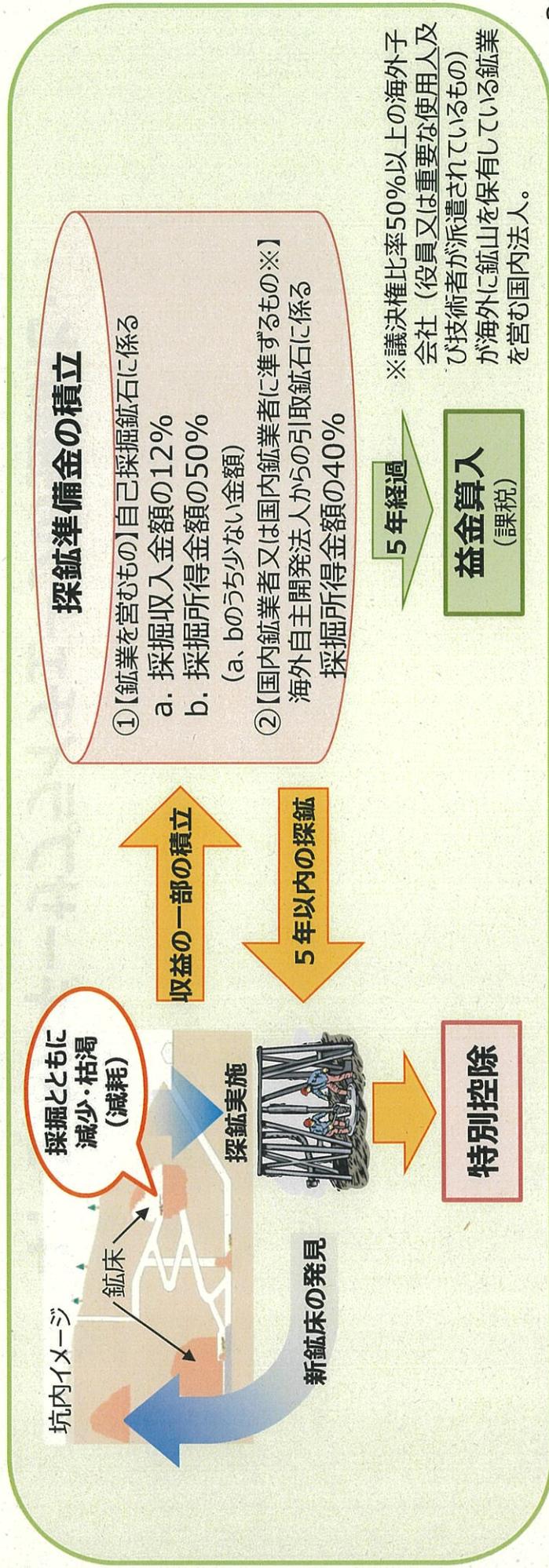
# 減耗控制制度（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外鉱床探鉱費の特別控除）の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 減耗控制制度は、民間企業による継続的かつ安定的な探鉱活動を下支えし、持続的な鉱山経営を後押しすることにより、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保に寄与してきた。
- 昨今の資源開発会社を取り巻く環境変化を踏まえ適用要件を見直し、適用期限を3年間で（令和9年度末（2027年度末）まで）延長する。

## 改正概要

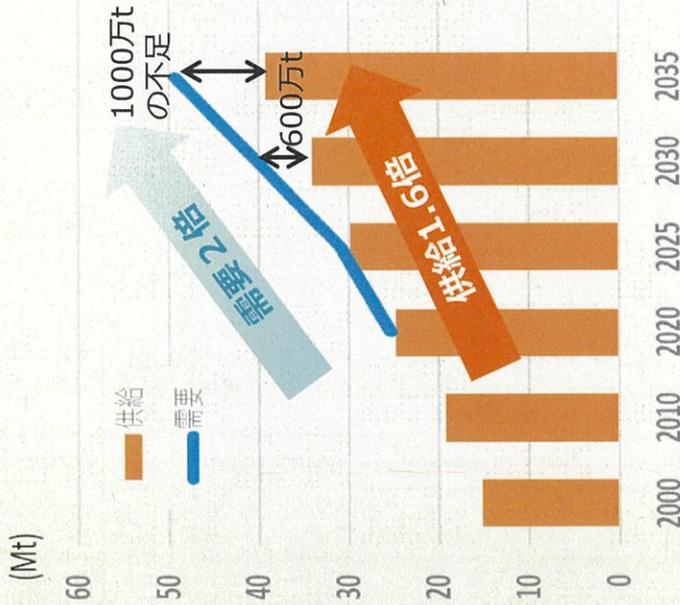
- 国内鉱業者に準ずるものの適用要件のうち、海外子会社への派遣要件を拡充する。
  - 適用期限を3年間で（令和9年度末（2027年度末）まで）延長する。
- ※なお、探鉱準備金及び海外探鉱準備金について、過去5年間に探鉱していない場合の積立限度額を見直す。



## (参考) エネルギー・鉱物資源の中長期的権益確保の必要性

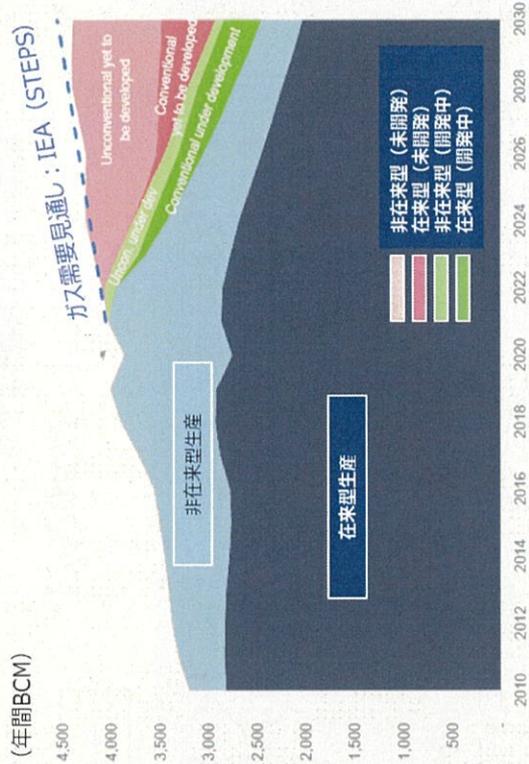
- 今後の探鉱ニーズや費用は、以下の要因で拡大していくため、探鉱活動を加速する必要。
  - ①天然ガス・石油：将来的な需給ギャップ、エネルギー・トランジションの不透明さから生じる需要サイドの振れ、ウクライナ危機や中東情勢の悪化
  - ②金属鉱物：GX・DXの進展に伴う銅の需要増加による需給ギャップ拡大、レアメタルに対する中国の貿易管理措置への対応、銅鉱山の開発費の高騰等の探鉱費の上昇
- エネルギー・鉱物資源の安定供給を図るため、探鉱活動を加速するとともに、中長期的な権益の確保が必要。

### 世界の銅の需給見通し



Source: INCG, S&P Global (供給予測はRocky Road(成り行き)シナリオ)

### 世界の天然ガスの需給バランス



Lambert Energy Advisory | Source: Pyralis Energy, International Energy Agency, Energy Information Administration

### 貿易管理措置を含む中国の動き

- 中国が、銅製錬所の増設を加速し、アフリカ等の新規銅鉱山権益を囲い込み、世界中の銅精鉱の輸出の約65%を中国向けが占める。
  - 2023年以降、レアメタル等の輸出管理を強化。
- ※2023年に、半導体材料用途のガリウム・ゲルマニウム、車載用電池用途の黒鉛、モーター用磁石用途のレアース。2024年に、難燃助剤用途のアンチモン。

# 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し (事業税)

検討

- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みとなっている（収入金課税）。
- 令和2年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直しが行われたものの、収入金課税の仕組みは存続。強靱なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。
- このため、令和7年度税制改正の与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」ことが明記された。

見直し前の制度

法人事業税 収入割 1.3%
----------------------

現行制度

**電力事業者**  
(発電・小売事業)

【2020年度～】

収入金課税の <b>2割</b> を見直し
法人事業税 収入割 1.05%
付加価値割 0.37%
資本割 0.15%
8

【2022年度～】

収入金課税の <b>4割</b> を見直し
法人事業税 収入割※2 0.78%
付加価値割 0.77%
資本割 0.32%
6

**大手ガス事業者等※1**  
(製造・小売事業)

※1 法的分離の対象となる3社の供給区域においてLNG基地を維持・運用するガス事業者(=特定ガス供給業)  
なお、中堅・中小ガス事業者(製造・小売事業)は、一般の課税方式に見直し済

※2 うち0.3%は特別法人事業税に係る税率

要望内容

一般の課税方式

法人事業税 所得割※ 3.6%	付加価値割 1.2%
3.75	資本割 0.5%
6.25	

※うち2.6%は特別法人事業税に係る税率

※いずれも資本金1億円超の法人の場合

## 令和7年度与党税制改正大綱 第三 検討事項 (抜粋)

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税法系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

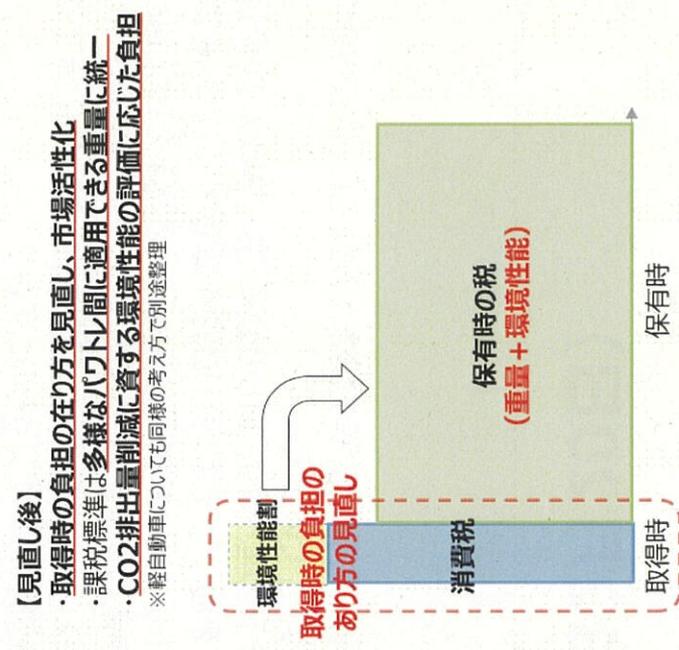
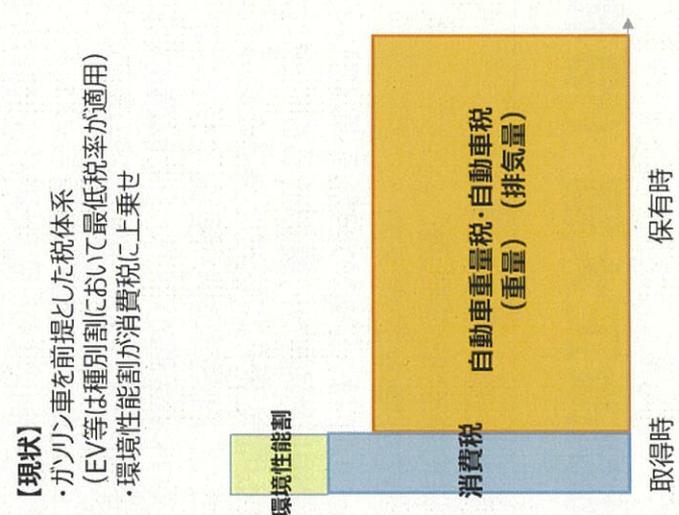
# 車体課税の見直し

その他

- 車体課税については、カーボニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

## <参考> 経産省要望事項

- 自動車業界の世界的な競争の激化に対峙する中、市場の活性化に寄与する形で2050年カーボニュートラルの実現へ積極的に貢献するものとする。
- 保有時については、現在、原則として重量と排気量に応じて税率が定められている。多様なパワートレインの車両に一律に適用できる制度を確立するため、一律に評価が可能な「重量」を課税標準とし、CO2排出量削減に資する環境性能の評価に応じて負担を決定する。



# 令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日）

## 第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

### 4. 自動車関係諸税の総合的な見直し

#### (1) 見直しに当たったの基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならぬ。その上で、

① CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通の二ーゾの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする

② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする

④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税の観点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

#### (2) 車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

#### (3) 利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

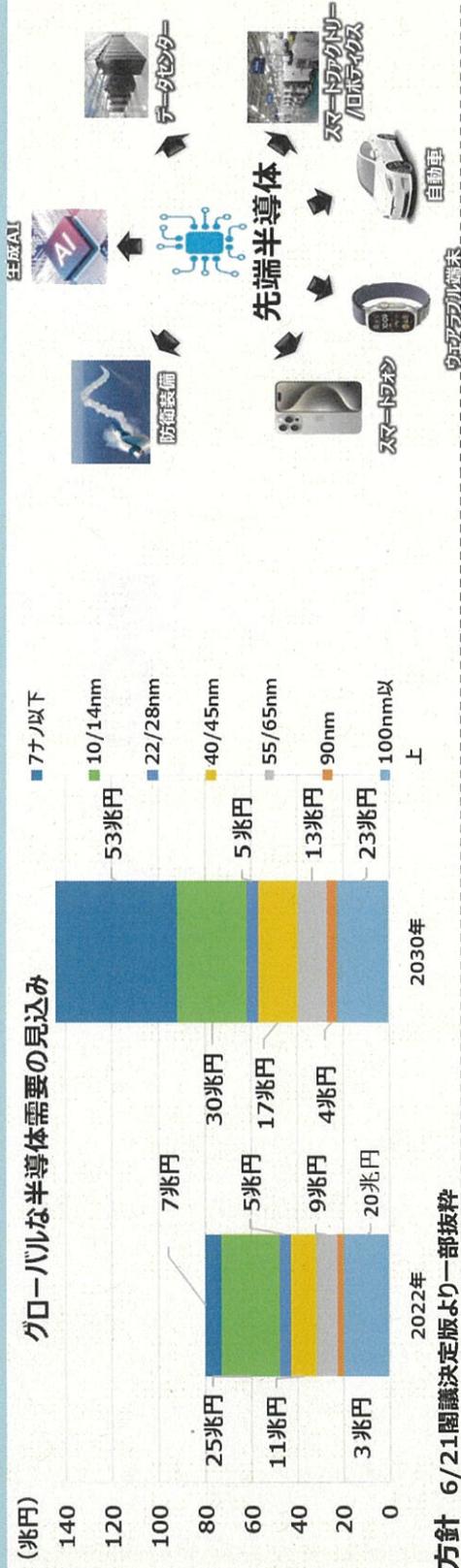
異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る。

# 半導体分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置

新設

- 次世代半導体は、生成AIや自動運転など、日本産業全体の競争力の強化や経済安全保障の観点からも重要な鍵となるキーテクノロジー。
- このため、次世代半導体の製造基盤の確保を目指すプロジェクトを立ち上げ、半導体関連政策の中でも最も重要な位置づけとして、開発費に対する大規模な予算措置を講じてきたところ。
- 今後は、本格的な量産等に向け、国内で次世代半導体を製造するための基盤整備を行う事業者に対して、資本増強によって発生する税負担を軽減する措置を講じる。

※与党税調において「法案の内容を見て検討」とされており、法制上の整理を前提とする。



## 骨太の方針 6/21閣議決定版より一部抜粋

- 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現  
 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～
3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
    - (1) DX (AI・半導体)

産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととする。その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。

## 5. その他

## **(5-1) エネルギー・資源・環境関連**

## (5-1) エネルギー・資源・環境関連

### <新設・延長・拡充>

- ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

ガス小売事業の公平な競争環境を整備するため、ガス小売事業者の収入金額からの託送料金相当額の控除について、適用期限を3年間延長する。

- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

低公害自動車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について所要の見直しを行い、適用期限を2年間延長する。

### <検討事項>

- 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

## **(5-2) 地域経済・中小企業関連**

## (5-2) 地域経済・中小企業関連

### <新設・延長・拡充>

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充（不動産取得税）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業の譲受けにより取得した場合を加える。

- 保険会社等の異常危険準備金の延長（法人税、法人住民税、事業税）

中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会において今後の異常災害に対応するため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、適用期限を3年間延長する。

- 沖縄振興関連税制の延長等（所得税、法人税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税）

沖縄振興関連税制の延長等を行う。

- 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長（所得税、個人住民税）

中小企業の再生支援のため、再生企業の保証人である経営者が計画に基づき事業用資産の私財提供を当該企業等へ行った場合に、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例措置について、引き続き「産業復興機構」等を適用対象とし、適用期限を3年間延長する。

### <検討事項>

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

## **(5-3) 復興・防災関連**

## (5-3) 復興・防災関連

### <新設・延長・拡充>

- 令和2年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充 (固定資産税)

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内において、被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主に対する固定資産税の課税標準の特例のうち、令和2年7月豪雨に係る措置の適用期限を2年間延長する。

- 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

防災上重要な道路における無電柱化を更に促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を3年間延長する。

### <廃止>

- 平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止 (固定資産税)

平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止する。

## (5-4) その他

## (5-4) その他

### <新設・延長・拡充>

- 公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

賠償負担金、廃炉円滑化負担金に係る収入割の特例措置について、適用期限を5年間延長する。

- 第一種原動機付自転車における車両区分の改正に伴う同区分に係る軽自動車税の見直し（軽自動車税）

二輪車車両区分見直しに伴い、新たに第一種原動機付自転車に定義された二輪車両について、現行の第一種原動機付自転車の軽自動車税の標準税率を適用する。

- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長（登録免許税）

信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税の税率を、担保物件の内容にかかわらず一律に1.5/1,000に軽減する制度について、登録免許税の軽減税率を2.0/1,000とし、適用期限を3年間延長する。

- 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

公的金融機関等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する

- 生命保険料控除制度の拡充（所得税）

所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該控除の最高限度額を6万円（現行4万円）とする。

## <新設・延長・拡充>

- リース会計基準の変更に伴う所要の措置（所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税）

借手のオペレーティング・リースの費用について現行どおり支払リース料等を損金算入するとともに、貸手の経理処理についてリース譲渡に係る特例の廃止に伴う経過措置を講ずる。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充  
(所得税、法人税)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する令和7年度新規事業を追加するとともに、NEDO法第15条第3号の2に基づく補助金の交付業務を追加する。

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして電子取引データの送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

また、地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAXを経由して電子的に副本を送付できるよう所要の措置を講ずる。

- スピンオフ等の実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置（所得税、法人税、個人住民税、事業税）

通算法人の株主がその通算法人の行った株式分配により完全子法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額等について、株式分配の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合等につき、その分母及び分子に簿価修正相当額の金額を加減算する等の見直しを行う。（注）分割型分割についても、同様とする。

## <検討事項>

- 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

- 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な地方法人二税（法人住民税、法人事業税）について、地方税全体の中でそのあり方を見直すことにより、日本の立地競争力の強化、我が国企業の競争力の向上、経済の好循環の実現を図る。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

## <廃止・縮減>

- DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の廃止（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

DX投資促進税制は、先進的なDX事例の普及に一定の役割を果たした。企業・経営者の意識改革やデジタル人材育成を通じて更なるDX推進を進めることから、本税制は適用期限をもって廃止とする。

- 5G導入促進税制の廃止（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

5G導入促進税制は、信頼性等のある5G基地局の導入促進に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止とする。



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

# 適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和7年2月10日  
公正取引委員会

## 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

### 今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（独占禁止法Q&A）において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

#### 独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」**（令和4年度調査）を、**令和5年度に「特別調査」**（令和5年度調査）を実施。主な取組は次のとおり。
  - ✓ 書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付。
  - ✓ 令和5年度調査では、令和4年度に注意喚起文書送付の対象となった発注者4,030名及び事業者名公表の対象となった13名に対しフォローアップ調査を実施。
  - ✓ 令和5年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、**令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁交渉指針）を策定・公表。**
  - ✓ 内閣官房は、事業所管省庁に対して業界団体へ労務費転嫁交渉指針の徹底と取組状況のフォローアップの実施を促すよう要請。公正取引委員会は、全国で企業向け説明会を実施し、都道府県及び各種団体と連携して労務費転嫁交渉指針を周知。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として  
「**令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**」（令和6年度調査）を実施。

## 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

### 令和6年度調査の概要

#### 【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

#### 【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・ 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

#### 【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・ 令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査（9ページ参照）。

#### 【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・ 労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査  
(369件実施)

- ▶ 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていたいなかった9,388名に、注意喚起文書を送付（5ページ参照）。
- ▶ 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付（8ページ参照）。

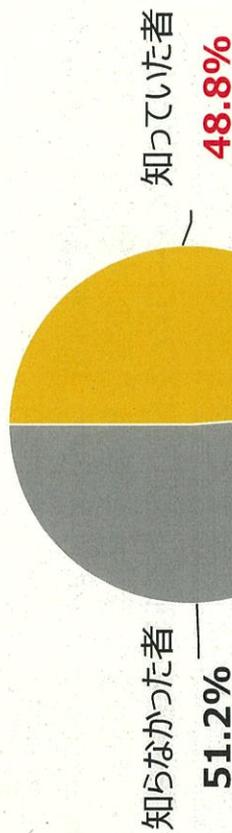
- ▶ 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなど、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

## 労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

➤ **労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。**

《労務費転嫁交渉指針の認知度》(注1)



(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、

東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。

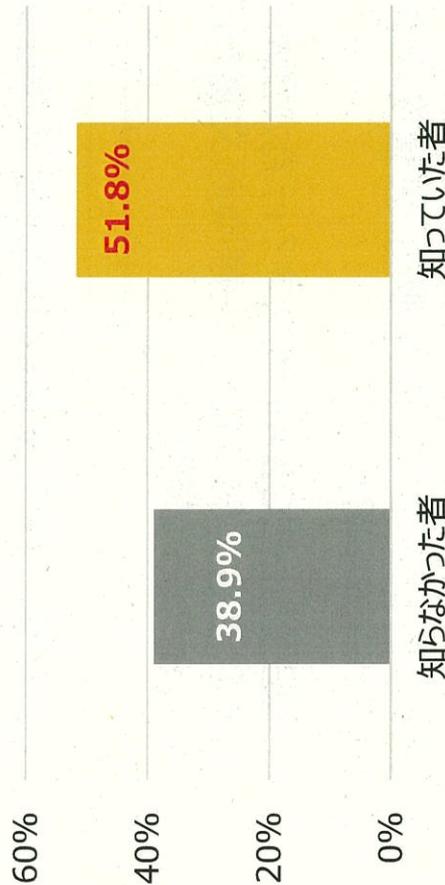
✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別(注2)にみると、

上位5業種は、放送業(74.1%)、**輸送用機械器具製造業(67.0%)**、石油製品・石炭製品製造業(60.5%)、鉄鋼業(59.9%)及び情報通信機械器具製造業(59.6%)

下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(27.5%)、**自動車整備業(29.4%)**、**飲食料品小売業(30.2%)**、**印刷・同梱運業(35.2%)**及び**家具・装備品製造業(36.1%)**

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

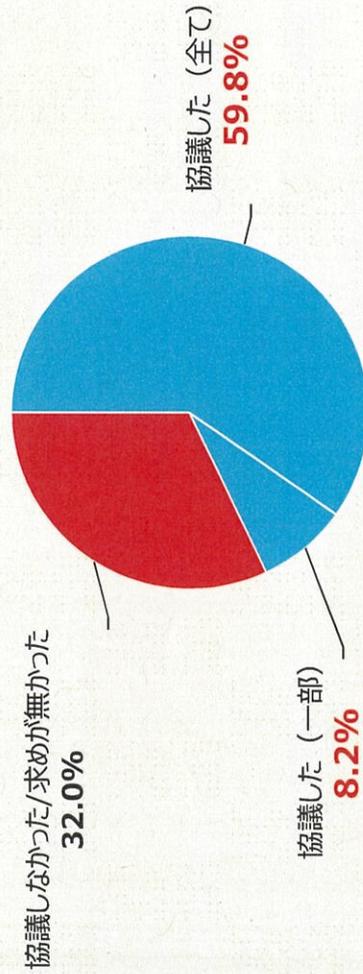
✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、**知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。**

✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、**労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。**

## 労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8% (一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%)。

(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

(注2) この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

## 労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書の送付

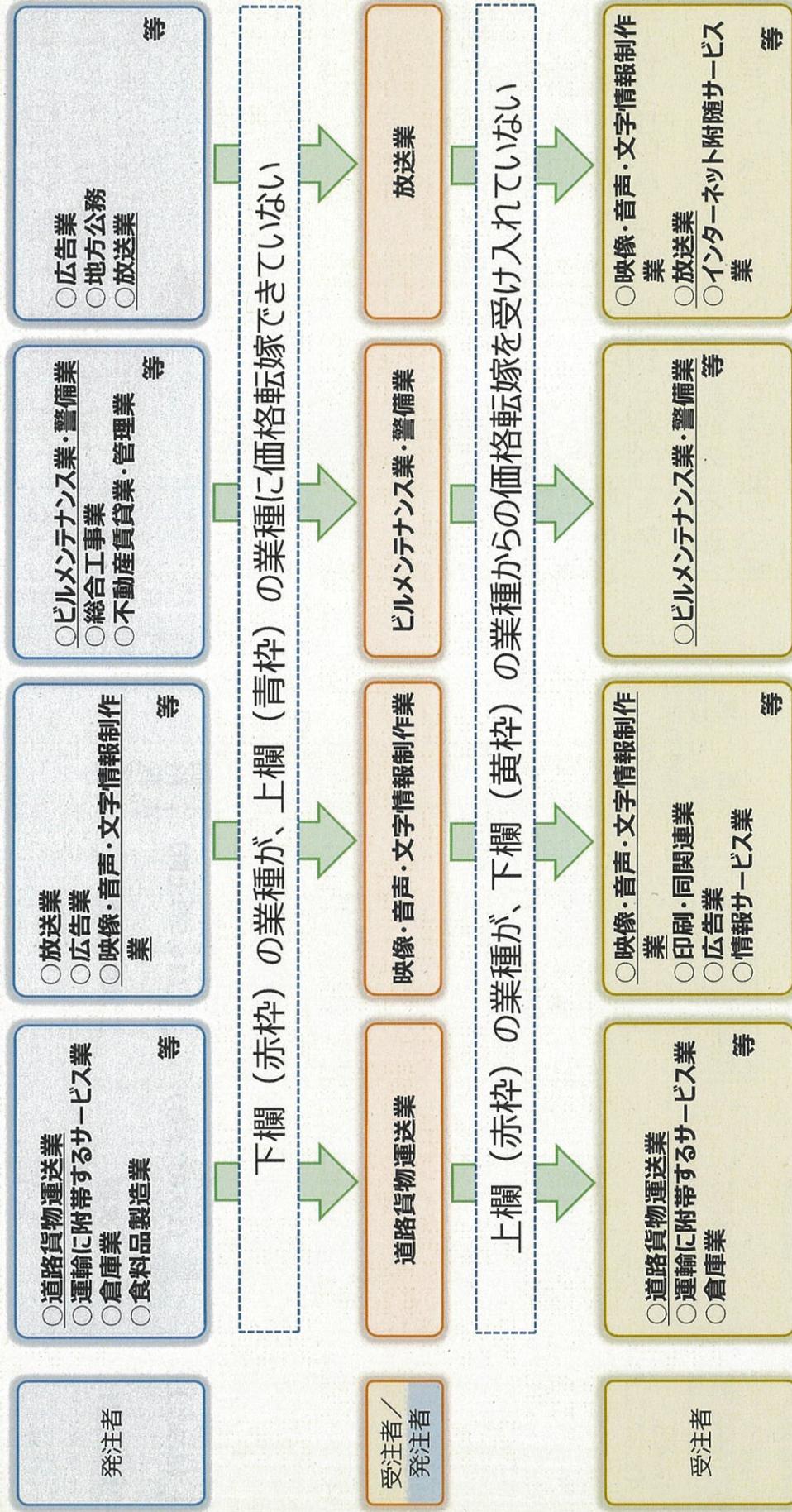
- ▶ 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち、発注者としての行動及び発注者・受注者共通の行動のうち一つでも指針に沿った行動を採らなかった**発注者9,388名**に対し、**労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書を送付**。
- ▶ 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順）。

業種名	件数	業種名	件数	業種名	件数
情報サービス業	728	飲食料品卸売業	248	飲食料品小売業	122
協同組合	482	窯業・土石製品製造業	235	非鉄金属製造業	121
総合工事業	434	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	231	不動産取引業	114
機械器具卸売業	420	運輸に附帯するサービス業	175	倉庫業	113
金属製品製造業	414	業務用機械器具製造業	165	各種商品小売業	103
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	390	電子部品・デバイス・電子回路製造業	165	各種商品卸売業	99
輸送用機械器具製造業	379	放送業	159	情報通信機械器具製造業	97
生産用機械器具製造業	372	映像・音声・文字情報制作業	158	自動車整備業	78
道路貨物運送業	346	パルプ・紙・紙加工品製造業	155	家具・装備品製造業	75
技術サービス業	344	鉄鋼業	155	石油製品・石炭製品製造業	75
電気機械器具製造業	335	印刷・同関連業	153	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	59
化学工業	317	不動産賃貸業・管理業	152	インターネット附随サービス業	55
はん用機械器具製造業	295	機械器具小売業	136	通信業	41
食料品製造業	286	広告業	128	酪農業・養鶏業（農業）	21
				その他の業種	258

注1 ■ は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は2業種としてカウント）。

注2 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業・貸間業」を除外、「駐車場業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

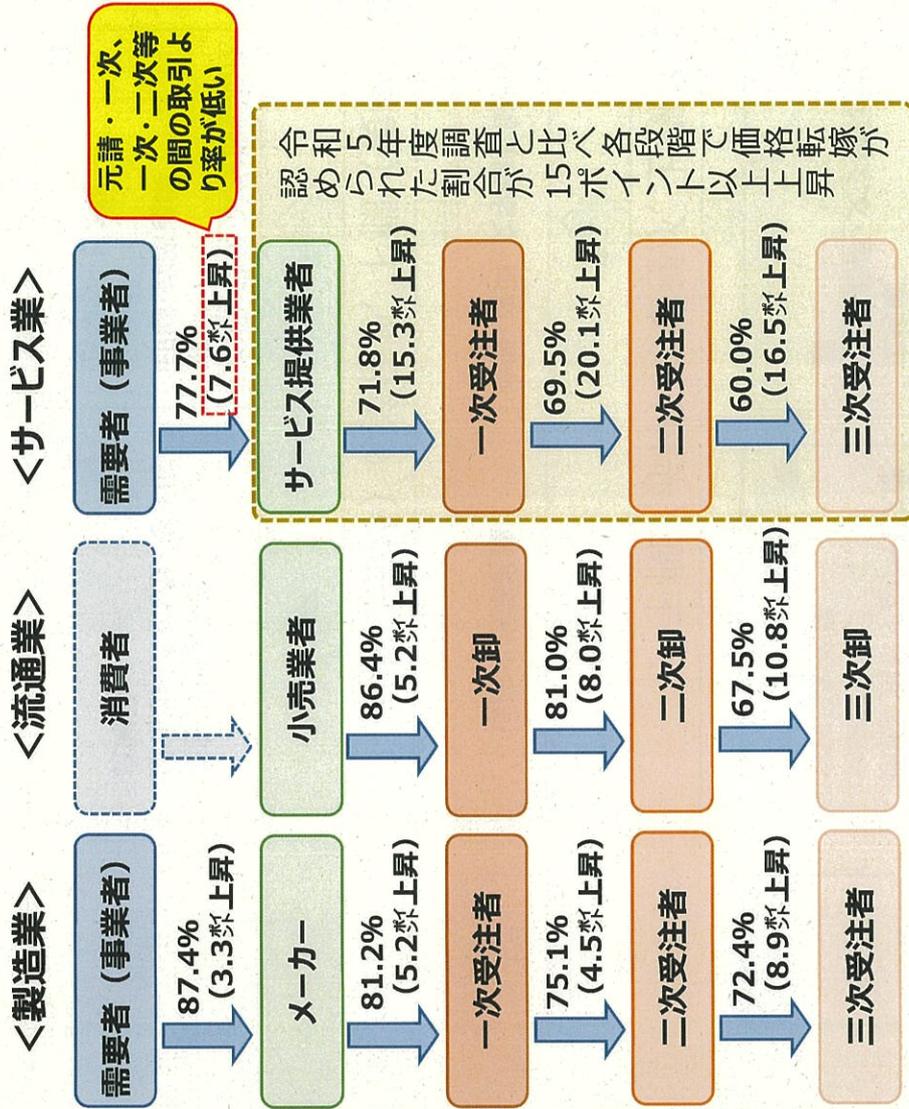
# 価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



これらのサプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがわかる。

# サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況

## 価格転嫁を要請した商品・サービスの数の7割以上に ついて価格転嫁が認められた割合



### 改善された点

- 令和5年度調査と比較して、各サプライチェーンの各取引段階において、価格転嫁を要請した商品・サービスの7割以上の価格転嫁が認められた割合が上昇。
- サービス業のサプライチェーンでは、サービス提供者 (元請) から三次受注者までの各段階で15ポイント以上上昇し、コスト構造に占める労務費の割合が高いサービス業において、令和5年度調査では低調であった価格転嫁が改善。

### 課題

- サービス提供者 (元請) と需要者 (事業者) との関係では7.6ポイントの上昇にとどまる。  
サービス提供者 (元請) や各段階の事業者が受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となる、サービス提供者 (元請) から需要者 (事業者) への価格転嫁が十分に進んでいない可能性がある。

注 各段階の事業者が、受注者の立場で価格転嫁を要請した商品・サービスの数に対して、取引価格を引き上げられた商品・サービスの数の割合について、7割以上 (「全て」又は「多く (7割~9割程度) 」) と回答した割合。

## 独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付

- ▶ 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に対し、独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書を送付。
- ▶ 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和4年度調査21.2%→令和5年度調査14.7%  
→令和6年度調査13.3%と低下傾向。
- ▶ 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順）。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
情報サービス業	399	221	技術サービス業	92	36	倉庫業	55	5
協同組合	310	188	不動産賃貸業・管理業	90	76	広告業	49	39
総合工事業	179	81	運輸に附帯するサービス業	89	4	非鉄金属製造業	44	24
機械器具卸売業	177	111	はん用機械器具製造業	88	46	情報通信機械器具製造業	39	18
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	176	98	印刷・同関連業	85	38	各種商品卸売業	38	12
金属製品製造業	161	84	電子部品・デバイス・電子回路製造業	82	35	各種商品小売業	35	20
生産用機械器具製造業	159	96	映像・音声・文字情報制作業	80	62	インターネット附属サービス業	35	0
化学工業	157	82	業務用機械器具製造業	75	30	不動産取引業	33	19
食料品製造業	156	80	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	72	65	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	32	27
電気機械器具製造業	150	54	機械器具小売業	71	65	通信業	30	0
窯業・土石製品製造業	137	38	鉄鋼業	65	27	家具・装備品製造業	26	8
飲食料品卸売業	135	78	飲食料品小売業	62	45	自動車整備業	25	17
道路貨物運送業	132	126	放送業	62	43	石油製品・石炭製品製造業	21	10
輸送用機械器具製造業	118	66	パルプ・紙・紙加工品製造業	60	30	酪農業・養鶏業（農業）	9	14
			その他の業種				63	139

注 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

## 事業者名公表10名に対するフォローアップ調査の結果

➤ 事業者名公表10名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも価格転嫁円滑化の取組により全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めており、相当数の受注者との間で協議を経ずに取引価格を据え置いている状況は解消。

### 【事業者名公表10名の主な取組】

- ✓ 令和6年1月頃以降、経営トップの了承の下で価格転嫁円滑化の取組方針を策定又は改定して受注者に当該取組方針を周知し、順次、受注者に対し、価格転嫁の要望があれば協議に応じる旨を呼び掛けた。
- ✓ 令和5年度調査において問題につながるおそれのある事例がみられた、「スポット取引」であることを理由とした取引先受注者との関係については、見積りを依頼する際にコスト上昇分を見積価格に反映するよう呼び掛けたり、見積りの都度価格協議を実施したりしていた。
- ✓ 価格協議の結果、取引価格を据え置いたり、引き下げたりした事例はほとんどみられなかった。
- ✓ 事業者名公表10名のほとんどは、受注者との価格交渉の記録を受注者と共有していた。

### 【受注者から寄せられた声】

<事業者名公表10名による取組に関する声>

- ◎ 発注者から価格協議の場を設ける旨の連絡があり、価格協議が開始された
- ◎ 昨今の労務費上昇を反映させるために協議を申し入れ、春季労使交渉の妥結額等をエビデンスとして提出し、要望どおり転嫁が認められた
- ◎ 労務費や原材料価格高騰に伴うコストアップに対応するため、今年に入ってから価格協議を申し入れ、要望した金額で快諾された など

<問題を指摘する声>

- × 価格協議の際に多数のエビデンスの提出を求められ、協議が引き延ばされる
- × 価格協議の呼び掛けがあり労務費上昇を示す資料を提出して協議を行ったが、飽くまで現状維持との回答で取引価格が据え置かれている
- × 原材料価格高騰のため転嫁を要請しているが回答はなく、代替案の提示もなく、サブライヤーがコスト増加分を負担せざるを得ない など

- 問題を指摘された事業者にあつては、経営トップから価格協議の担当部門までの事業者全体としての価格転嫁円滑化の取組方針の徹底や本社等による取組の進捗状況の把握・管理の実施（ガバナンスの改善）が求められる。
- 受注者のコスト上昇が明らかであるにもかかわらず、協議したこのみをもって合理的な理由なく取引価格を据え置くことは適切ではなく、受注者・発注者の双方がお互いに納得するまで協議することが望ましい。

## 令和6年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

### 明らかとなった課題

- 労務費転嫁交渉指針の認知度が約50%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- 労務費の転嫁率は、サプライチェーンの段階が遡るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- サービス業のサプライチェーンにおいて、サービス提供者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合の低下が緩やかになっており、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

### 今後の取組

#### 【労務費転嫁交渉指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- 令和6年度調査の結果、労務費転嫁交渉指針の認知度は約50%であったことなどを踏まえ、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

#### 【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表10名への対応】

- 注意喚起対象8,175名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者2,357名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁交渉指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和4年度調査から3年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者63名について、追加で立入調査を実施。また、令和6年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係6,510名及び労務費転嫁交渉指針関係9,388名）に対し、令和7年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- 事業者名公表10名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

#### 【事業者名の公表に係る方針に基づく個別調査の実施】

- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和5年11月8日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表する方針で、個別調査を実施中。

#### 【労務費転嫁交渉指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 令和6年度調査において、労務費転嫁交渉指針を認知しているにもかかわらず同指針に沿った行動を採っていない発注者が相当数みられたことから、令和7年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。

#### 【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

#### 【適切な価格転嫁のサプライチェーン全体での定着（事業所管省庁との連携等による下請法執行強化）】

- 新たな商慣習としてサプライチェーン全体での適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における取引価格の据置きや荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行強化のための当該省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討して早期の国会提出を目指す。

## (参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記**。

### 本指針の性格

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、② 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③ その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

### ★行動④：サブライチエーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サブライチエーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

## (参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動 / 求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミン

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミン、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミン、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミンなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動 / 求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的なコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

# (参考) 労務費転嫁指針の周知について

## ① 出張！トリテキ会議（取引適正化推進会議）



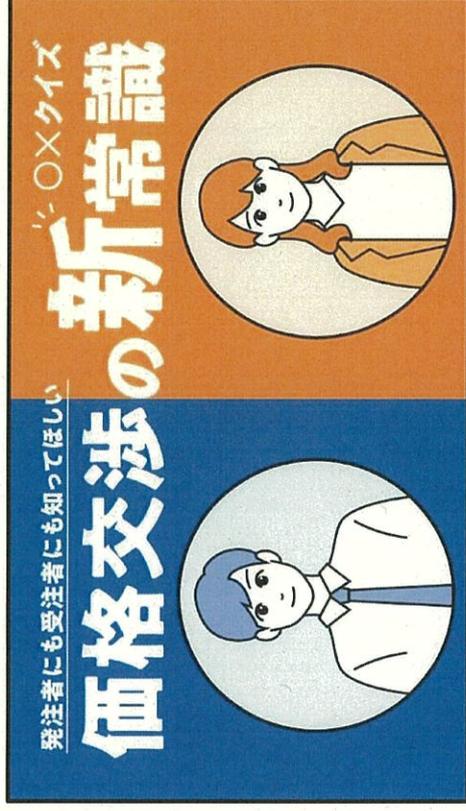
- ◆ 労務費転嫁指針の活用推進のための中小企業向け  
プッシュ型広報・広聴企画
- ◆ 全国の商工会議所等で実施
- ◆ 令和6年度は15件実施  
(令和6年10月末現在)

## ③ 下請取引適正化推進月間

- ◆ 毎年11月を下請取引適正化推進月間として、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ◆ 令和6年度は労務費転嫁推進に重点を置いた取組を実施



## ② 労務費転嫁指針普及啓発動画



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和6年11月）

## ④ 労務費転嫁指針等解説動画



受注側企業向けの解説動画を公開（令和6年11月）

岩労発基0930第1号  
令和6年9月30日

岩手県知事 殿

岩手労働局長

岩手県最低賃金の改正決定について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手県最低賃金の改正決定に関し、岩手地方最低賃金審議会に対して調査審議をお願いしていたところ、令和6年8月28日付けで岩手地方最低賃金審議会会長から、別添のとおり答申をいただいたところです。

当該答申文（別紙1）の中に、行政機関への要望として、岩手県に対しての要望項目が盛り込まれており、これについて、御配慮賜りますようお願い申し上げます。

# 岩手日報

2024年(令和6年)

12月14日

土曜日

発行所  
岩手日報社  
岩手県内丸3番7号  
盛岡市番町020-8622  
〒020-8622  
©岩手日報社2024

購読者はデジタル版が

見放題



です

いつでも登録できます

# 県賃上げ支援1人6万円

## 中小向け 前年度比1万円増 拡充で方針

県は、一定以上賃上げした中小企業に対する独自の物価高騰対策事業で、従業員1人当たりの支援金を2023年度比1万円増の6万円に拡大する方針を固めた。最低賃金(時給)引き上げに対応した措置で、支給要件も事実上緩和して申請時のハードルを下げる方向。物価高のあおりを受ける交通・運輸事業者や医療・介護・福祉施設などへの支援も継続される見通しだ。

県が23年度に始めた「賃上げ支援金」は、従業員1人当たり5万円(最大20人)を支給する内容だった。支給要件は本県の最低賃金を時給で50円以上(年間9万6千円以上)引き上げた

中小企業などを対象としていたが、賃上げ額と要件に11円の差があり、申請時にハードルがあった。

本年度の最低賃金は10月から200円以上(年間11万5千円)となり、賃上げ額とほぼ同じ60円以上(年間11万5千円)引き上げを要件とする方向で、申請し

やすい環境を整える。

賃上げ支援関連経費約20億円を盛り込んだ24年度一般会計補正予算案が、近く招集予定の県議会臨時会に提案される見通し。

本県の最低賃金は全国最下位を脱したもの、燃料や原材料費の高騰が続き、価格転嫁も十分にできず苦境にある企業は多い。

県は賃上げ支援金のほかに、政府の経済対策を踏まえLPガスの価格高騰対策、畜産農家への配合飼料購入費補助、バス、タクシー、トラックなどの交通・運輸事業者や医療・介護・福祉施設への支援なども継続する方向。これら関連費も補正予算案に計上される見込みだ。

# 物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上**(1時間あたり)の  
賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**6万円**<sup>最大</sup><sub>50人分</sub>を支給します。

## 支援金の 支給額

従業員1人当たり**6万円**、最大50人分  
(1事業所当たり最大300万円)

## 支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等(従業員を1人以上雇用しているものに限る)も含む。  
(詳しくは裏面へ)

## 支給要件

### ①賃上げの対象時期

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで  
(賃金の支給が令和7年10月以降となったものを含む)

### ②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。  
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

### ③賃上げ額

(ア)対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して**1時間当たり60円  
以上引き上げ**ていること。

(イ)最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

### ④その他

引き上げ後の賃金水準を**1年間継続**すること。

## 受付開始

令和7年 **2月20日(木)**

## 支給上限

岩手県全体で30,000人を上限とし、  
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和7年11月14日(金)で受け付け終了とします。

手続きについては  
裏面をご覧ください

# 支援金申請について

## 必要書類

- ① 物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)
- ② 支給対象従業員一覧(様式第3号)
- ③ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④ 貸金台帳の写し(貸金改定月及び貸金改定月の前月分)
- ⑤ 別途指定する金融機関の振込依頼書(支払い先の情報を記載したもの。)及び支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥ その他、知事が必要と認める書類

## 支給対象事業者

次のチェック項目すべてに該当する者(法人の場合)

※個人事業主においても同様の要件に該当する必要があります(詳しくは下記の特設ページをご確認ください)。

- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等※1、協同組合等※1及び普通法人※1に該当。
- 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- 県内の事業所に常時使用する従業員※2を1人以上雇用していること。
- 岩手県税に未納がないこと。

- 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条例3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑤のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの(後援会等)
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
- ④ 岩手県が設立した法人
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

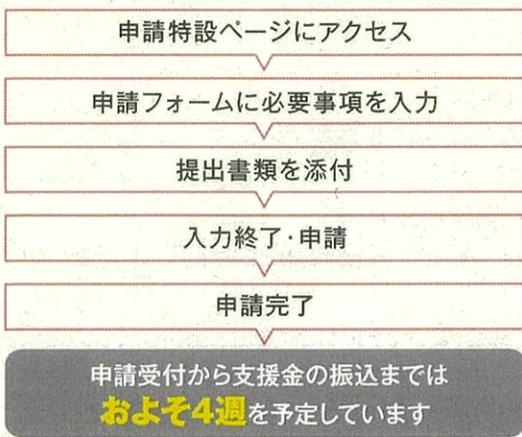
業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

## 申請方法

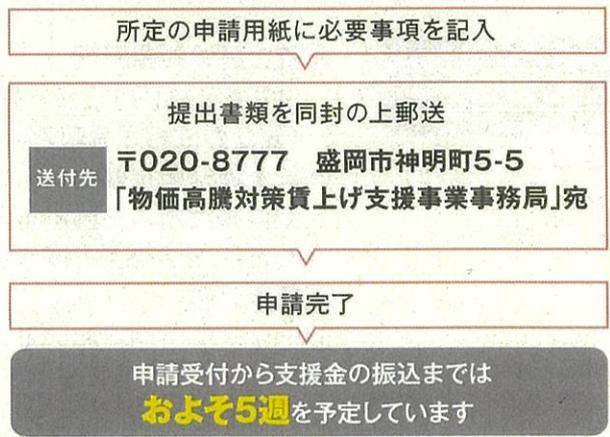
《ホームページからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください》



ホームページから申請



申請できない場合は郵送で申請



※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や、申請が殺到している時期などにおいて、さらに期間を要する場合がありますので、予め御了承ください。

申請特設ページはこちら

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>



申請書類のダウンロードはこちら



## お問い合わせ

※提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

〒020-8777 盛岡市神明町5-5

tel 019-601-7165 受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝・お盆期間を除く)

mail [info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp](mailto:info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp)